

Formation of Contemporary Capitalism in Japan

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/27742

日本型現代資本主義の成立

—— 日本型現代資本主義の展開(5) ——

村 上 和 光

はじめに

- I 日本型現代資本主義の前提
- II 高橋財政と日本型現代資本主義の成立
- III 戦時統制経済と日本型現代資本主義の空洞化

はじめに

最初に、戦後における日本型現代資本主義展開の基礎基盤をなす、戦前期・日本資本主義の「現代的転換＝現代資本主義への構造転換」を、全体の基本前提として、何よりもまず確定しておかねばならない。その場合、1930年代世界資本主義における、現代資本主義への体制的移行のその不可避の一環として、日本資本主義も現代資本主義への推転を余儀なくされた——のはいわば当然であり、そして、その立ち入った推転過程は、拙著『日本における現代資本主義の成立』¹⁾においてすでに考察した通りであった。したがって、戦後期に本格的に展開をみせる「日本型現代資本主義」の、その「出発点＝源流」が、この30年代「高橋財政局面」にこそ設定可能な点についてはほぼ誤りはないが、しかし、そこには、さらに考察を深めるべき、以下のような「構造的難問」がなお軽視はできまい。

すなわち、その「難問」とは、周知のように、日本資本主義が、37年日華事変を1つの契機として、戦時統制経済へとめり込んでいく点に関わる。なぜなら、そうであれば、一方で、以上のような「高橋財政期における日本型現代資本主義の成立」という基本命題がまず確定できたとしても、他方で、その

後30年代後半において「統制経済」が全面化せざるを得ないかぎり、そこからは、以下のような「相互矛盾」が表面化する以外にはない——からに他ならない。つまり、すでに様々な機会に繰り返し指摘してきたように、「現代資本主義」が、「階級宥和策—資本蓄積促進策」の2方面からする、「資本主義の体制的危機」へのいわば「妥協的＝柔構造的処理体制」であったのに対して、もう一つの「統制経済」とは、それとは異なって、同じ「体制的危機」に対してむしろ「強制的＝剛構造的体制」に立脚してこそその封じ込めを指向するシステムだ——という齟齬が明らかに目に付く。そして、もしこの「齟齬」を過剰に強調してその「相互矛盾」を一面的に重視すれば、高橋財政期に「一旦は」成立した「日本型現代資本主義」は、その後の「統制経済」過程で「解消」へ向かったという理解さえも可能になってきてしまう。まさに「難問」といってよい。

したがってこう考えてくると、本稿の課題が以下のように設定されざるを得ないのは自明であろう。すなわち、最初に第1に、①戦前期・日本資本主義の展開過程からその「構造的特質」を抽出することを通して、「日本型現代資本主義の前提」をまず「歴史的・理論的」に明確化したうえで、次に第2に、②その到達点として、高橋財政期における「日本型現代資本主義の成立」に対していわば「構造的・体系的」な実証を試みる。それをふまえて第3として、③「日本版戦時統制経済」の「展開・特質」を実態的に解析しつつ、その成果を前提にすることによって、最後に、「日本版・統制経済」と「日本型・現代資本主義」との間の、その「内的相互関係」の基本像をこそ探り出してみたい。要するにその点で、何よりも、「日本型現代資本主義」に関わる、「高橋財政期—戦時統制期」両者の「統一的・体系的接合作業」にこそ本稿の課題が置かれてよいが、まさにこのような三段階型考察を媒介にして始めて、「日本型現代資本主義の歴史的展開分析」のための、その「歴史的出発点」が画されていこう。本稿を「日本型現代資本主義の『成立』」と銘打った所以である。

I 日本型現代資本主義の前提

[1] 戦前期日本資本主義の到達点 そこで最初に、日本型現代資本主義の成立画期をなす30年代高橋財政期を焦点としつつ、そこへ至る、(1)「戦前期日

本資本主義の到達点」をあらかじめ確認しておく必要がある。そうであればまず第1に、日本資本主義の「出発点」をなした①「明治維新の歴史的意義」が直ちに問題となるが、その本質が、その「ブルジョア革命」という点にあるのは自明である。その場合、この論点は周知の「日本資本主義論争」²⁾に関わっているが、その中で、まず一方の「講座派」型理論構造は、おおまかにみて、(a)「半封建的土地所有」の温存＝ブルジョア的土地革命の欠落(b)「変革主体」の非ブルジョア性(c)明治政権の統治・権力機構におけるその「専制的性格」、としてこそ集約されてよい。しかし、——すでに検討した通り——、「明治維新＝封建制の再編」というこのような「講座派」理解は、例えば以下の点で、その致命的な認識錯誤性を免れ得まい。

すなわち、最初に1つ目に、(a)「半封建的土地所有」という「講座派」の中心規定に決定的難点がある。そもそも、彼らがその論拠とする、「高率現物小作料・強制的土地取上げ」などを「経済外的強制」として性格づけることが何よりも誤りであって、それはあくまでも、小作地取得競争を巡る経済的メカニズムと、小作料未納に関わる財産権の自由権とに立脚した、いわば「ブルジョアの『経済的強制』」の発動以外ではない。その点で、「半封建制」のキ・ポイントとされる「経済外強制」の存在に疑問符が付くが、しかしそれだけではない。さらに、そのような論理構成の基盤にある、その「近代的土地所有」概念にこそより根本的な誤解がある。というのも、この概念については、「土地が1つの私的な財産所有物として自由な売買・賃貸が許される」という点に「のみ」その基軸があるのであって、それを越えて、その経済行為に付随する「小作料の水準・形態」などには決して関わらない——からに他ならない。したがってそうであれば、地租改正によって土地の私有財産化が基本的に確立した明治以降の土地所有の本質は、そこに高率現物小作料を伴う寄生地主制がたとえ存在したとはしても、もはや「半封建的土地所有」などと規定し得ないことは自明である。まさにそれは、日本型「近代的土地所有」の一形態以外ではない。

ついで2つ目に、(b)「変革主体」に関しても「講座派」の把握間違いは大きい。つまり、彼らは、日本の場合について、「変革主体」が下級武士であってブルジョアジーでなかった点をもって明治維新のブルジョア革命性を否定するが、しかしそうであろうか。なぜなら、このような論理構成には、ブルジョア革

命をその「主体」に即して定義しようとする点で決定的な誤りがあるからであって、そのような基礎的な誤解の上こそ、「明治維新＝絶対主義の再編」というアナクロニズムが派生したといつてよい。そうではなく、ブルジョア革命においては——プロレタリア革命とは異なって——その「主体」が何であるかが直接問題なのではなく、むしろ、封建制の末期までにすでにある程度まで伸張してきたブルジョア的関係への阻害要因が撤廃されればそれでよいわけである。しかもそのうえ、この点は、「講座派」がその比較モデルとして過度に重視するイギリス名誉革命・フランス革命などに関しても、歴史過程上同様ではないか。こう考えてよければ、明治維新の場合、下級武士という封建権力の末端がその「変革担い手」であったことが事実だとしても、それが、明治維新の「ブルジョア的性格」を決して否定しないことは極めて当然であろう。

そのうえで最後に3つ目として、(c)「明治政権の専制的性格」はどうか。いうまでもなく、「講座派」的思考によれば、明治憲法・帝国議会・天皇制などに象徴される明治政権の「専制性」を以て明治維新のその「絶対主義的再編」が指摘されるが、このような推論は、国家権力に関わる、その「機構的」側面と「機能的」側面との明らかな転倒以外ではあるまい。つまり、「機構」と「機能」とが外見上齟齬をきたす場合には、権力とは本来、それが立脚する基礎構造の運営維持をこそ課題としている以上、その齟齬は、その権力がどんな「機構」を有しているかではなく、あくまでも、それを通してどんな「機能」を果たしているか——に即してこそ「埋められる」必要がある（その点では「講座派」の思考ベクトルはまさに「逆転」そのものではないか）。したがってそうであれば、明治政権がその「機構」上どんなに「専制的」であったにしろ、それが現実的に発動した「機能」としては、——明治期以降の日本資本主義の急速な発展がその否定のしようがない確かさで実証しているように——資本利害の全面的な実現以外ではなかった以上、そこから、明治天皇制権力の「権力的本質」は、明らかに「ブルジョア的」なものであったと規定されざるを得ない。

このようにして、「講座派」の明治維新理解が基本的に錯誤以外ではないことが明白になれば、それをふまえて、「明治維新の歴史的意義」は結局以下のように整理可能ではないか。その場合、明治維新の本質を確定するに際してその基本的認識土台をなすのは、いうまでもなく、「日本における資本の原始

的蓄積」のその到達水準だといってよい。すなわち、天保以来かなりの程度いわゆる原蓄過程が進行していたにしろ、そこから自生的な形でブルジョア革命を発現させる程にはその展開は深くなかった点がまず重要であって、このような「原蓄の不十分性」は、結局以下のような2つの現象を必然化させる他はなかった。最初に1つ目はその「変革主体形成の未成熟性」であって、そのために、それは封建権力の末端である下級武士に委ねられる以外にはなかったし、ついで2つ目としては、この不十分な原蓄を強制的に完遂させることを課題として、明治政権は、強大かつ中央集権的な「専制的権力」として機能する不可避性をもったといつてよい。こうして、「原蓄の不十分性＝後発性」に起因して、明治維新と明治政権には一種独特な特徴が刻印されざるを得なかったのであり、その点で、「古典的形態」とは落差のある不徹底なものとなったが、まさにそのような個性的形態を通してこそ「日本におけるブルジョア革命」が貫徹したこと——こそが何よりも重要であろう。つまり、以上のような特殊性をもった明治維新を媒介にしてこそ、「ブルジョア的関係進行に対する障害物の除去」と「資本主義成立・発展への促進作用」とをその任務とする「ブルジョア革命」が現実化したわけであり、まさにかかる任務遂行というその枢要点からして、明治維新は紛れもなくブルジョア革命そのものであった。

要するに、「変革主体・権力形態・土地制度」などにおける「古典的形態からのズレ」こそは、——「講座派」が誤って主張するような「半封建的ウクライド」などではあり得なく——「日本型・後進性」³⁾から帰結する、「ブルジョア革命」におけるまさにその『日本の特殊形態』以外ではない点が、くれぐれも重要であろう。しかしそうだとすれば、他方の「労農派」型不十分性もまた同時に明らかであって、このような「ズレ」は、それが日本型資本主義成立のその歴史段階性に構造的に規定されている以上、「労農派」のいうように、日本資本主義の発展とともに消失していくものでは決してない——事情もいわば明白なのである。

ついで第2に、1890年代における②「日本資本主義の確立」⁴⁾が問題となろう。その場合、考察の焦点は、日本における「資本主義の確立」に関する、その「特質・根拠・時期」の確定にこそあるが、1つ目として、この論点を巡って展開された、周知の(a)「日本・産業革命論争」に最初にふれておきたい。よく知られている通り、その論点は大きくいって2つに区分できるが、まず1つ

は「産業革命の段階把握」に関わる。すなわち、例えばその代表例は、「第1次産業革命＝日清戦争後の軽工業確立」→「第2次産業革命＝日露戦争後の重工業確立」という、野呂栄太郎の「二段階説」だが、このような、通説型のいわば「技術論的二段階説」は疑問だといってよい。なぜなら、産業革命の本質的意義が、資本制生産の基軸たる「労働力商品化の体制的確立」にこそあり、そしてそれをもたらしたのが、農村家内工業の機械制による解体＝「綿工業の確立」以外ではなかった以上、産業革命の体制的画期が「日清戦争後綿工業の確立」にあったのは当然だから——に他ならない。したがって、産業革命は、労働力商品化を単独指標として「一段階」的に把握されるべきであろう。

そのうえでもう1つは、産業革命における、「生産手段生産部門」と「消費手段生産部門」との相互関係ではないか。この点について例えば山田盛太郎⁵⁾は、第II部門だけではなく第I部門確立もが産業革命のためには不可欠だとし、それを根拠に、日本産業革命の時期を、「その素材たる鉄の確保とその製造技術の成立」を通した「労働手段生産の見透しの確立」の点から、「明治30年乃至40年の頃と推断」されるとする。しかしこの説明は疑問であって、すでに検討した「産業革命の本質」からして「第II部門確立」で十分である他、「見透しの確立」定義の曖昧性、原理的な「表式論」の日本資本主義分析への無媒介的適用の錯誤性、などが直ちに指摘できよう。「第II部門」確立の意義が改めて確認されてよい。

ついでそのうえで2つ目に、(b)「産業資本確立の指標」としては、以下の諸点を取り分け重要だと思われる。すなわち、(A)「綿工業の発展」——日清戦争後における綿糸輸出の輸入超過を土台とした、綿工業における「国内市場制覇と生産・輸出伸張」、(B)「資本制企業の急成長」——綿工業発展に主導された、資本制企業における「会社数・払込資本金額の急増」、(C)「日本初の資本主義的恐慌の勃発」——企業熱・投機熱の進行→公定歩合上昇→金銀の流失→企業破綻というプロセスに立脚した、「資本の過剰生産」型1890年恐慌⁶⁾の発生、(D)「ブルジョア国家体制枠組の形成」——帝国憲法公布(89年)・帝国議会開設(90年)・綿糸輸出税撤廃(94年)などに代表される、「制度的」には地主势力的色彩を残存させつつも「内容的」にはブルジョア利害を貫徹させた、近代的「国家体制機構の成立」、(E)「近代的銀行システムの定着」——商業銀行制度の確立・特殊銀行の設立(90年)による資本主義的信用機構の整備と、その展開を

支える体制的基盤としての「金本位制の形成」(97年)、これである。こうして日本資本主義は「1897年前後に産業資本の確立をなしとげた」。

以上のことから、3つ目に、(c)「日本資本主義の確立規定」は結局こう結論されてよい。すなわち、「産業革命が産業革命として歴史上ひとつの画期をなすゆえんは、それが……商品経済を全社会的におしひろげるような生産力を資本家的企業に与えるとともに、労働力を商品として支配することを可能にするような基礎を与えた点にある」⁷⁾という「産業革命の本質」に照らして、衣料生産を中心にして機械化を完成させた日清戦争後をもって、「日本における産業資本の確立」を定置してよいように思われる。もう一步立ち入っていえば、日本資本主義は1881年以降に深刻な不況を迎えつつその中で資本の原始的蓄積が強力に進展したが、まさにそれをふまえてこそ87年あたりを境として、特に綿糸紡績業を基軸に近代的諸産業が資本主義的に急成長を遂げた。そしてその帰結こそが、初の資本主義的恐慌としての「1890年恐慌」以外ではなかった以上、まさにこの90年代をもって、「日本における産業資本の確立」はその到達点に達した——と結論可能だというべきであろう。

続いて第3として、③「独占体の形成＝帝国主義段階への移行」が注目されてよい。そこでまず1つ目に、この「帝国主義的移行」を扱う際の(a)「方法的視角」が問題になるが、その場合の焦点は、何よりも「日本型金融資本の実体」規定にこそあろう。なぜなら、後進資本主義国として国家の強い介入を受けつつしかも対外依存性が強く、さらに財閥という特殊な企業集団を中心とした「日本型金融資本」は、ドイツを典型国として構成された「金融資本の一般的概念」⁸⁾とは乖離が大きく、したがって、それら2者の相互関係把握に関しては固有の困難性が無視し得ない——からに他ならない。まさにかかる事情を背景にしてこそいわゆる「日本型金融資本論争」⁹⁾が表面化するが、それに関しては、周知のように、「国家独占主導説」・「財閥主導説」・「綿業帝国主義説」・「財閥—綿工業」2類型説」・「(電力を加えた)三独占並存説」などが主張されてきた。もちろんここで詳述は不可能だが、この中でその指針として差し当たり重要なのは、一応「2類型説」だといってよいように思われる。すなわち、この見解は、日本型金融資本の内実を「財閥—綿工業独占」の二本立てで把握しようとするものだが、その場合の分析有効性は、綿工業独占を、金融構造の

その自己金融的性格や資本輸出におけるその特殊形態たる「在華紡」などの面から、財閥からは相対的独自性をもつ1つの金融資本として設定する点——にこそあろう。換言すれば、財閥とこの綿工業独占との、相互独自性および補完性の中に日本帝国主義の特質をみようとしているわけであり、したがってこの「2類型説」においては、「財閥—綿工業独占」の両者を、「日本帝国主義＝日本型金融資本」総体の中にまさに総合的に位置づけ可能になっているといつてよい。要するに、後進国日本型・金融資本分析のその基軸が確認されるべきであろう。

このような方法的視角に立脚すると、ついで2つ目に、(b)「帝国主義移行の指標」としては以下のポイントが直ちに抽出可能ではないか。すなわち、(A)「資本集中・集積＝独占体の形成」——主要な近代的産業部門(製糖業・人造肥料業・石油業・製紙業・紡績業など)における、カルテル形成運動に主導された、「資本・生産の集中・集積」とその帰結としての「独占体の形成」、(B)「財閥の独占体的再編」——同族支配・内部金融という閉鎖性の一定の変容を基礎とする、財閥の近代的独占体への組織再編(例えば関係事業の独立株式会社としての分離と持株会社の設定など)、(C)「景気循環の形態変化」——日露戦争後における、恐慌後景気回復の遅滞・不明瞭化と不況の慢性的持続化という、独占化に立脚した「景気循環のパターン変容化」、(D)「資本輸出の活発化」——国内における過剰資本形成成熟化に先立った、興銀・横浜正金銀行を担い手とする、国際関係からいわば強制された「早期的資本輸出」の進行と、その帰結たる、朝鮮・中国・満州への政治的・軍事的な対外進出、(E)「帝国主義型財政構造の明確化」——「経費膨張傾向の明瞭化」・「累進制所得税を基幹とする租税負担の増大」・「公債発行の累積化」を3本柱とした、経費・租税・公債の全面に亘る「財政の帝国主義的構造変化」、(F)「農業問題の本格的発生」——07年恐慌とその後の長期不況を契機にした「農業恐慌＝農業問題」¹⁰⁾の本格的発現と、それにとまなう、過剰人口の慢性的形成を条件とする、農民層分解パターンにおけるいわゆる「中農標準化傾向」の明瞭化、これである。もちろん、以上のような「帝国主義化の証明」には、「国家主義」的性格・「金融的外部依存」性・「貿易・生産基盤の脆弱性」・「寄生地主制のはらむ困難性」・「政治権力機構の強化」・「支配構造緊張度の高さ」、などが無視できないが、まさにこのような「特異性」を媒介にしてこそ、日本型帝国主義はその成立をみた。

こう考えてよければ、最後に3つ目として、(c)「日本型帝国主義段階への移行」は最終的に以下のように集約可能であろう。すなわち、日清戦争後に確立をみた日本資本主義は、その後、早くも日露戦争後には独占体の形成に乗り出すのであり、この日露戦争勝利をテコとして1910年代には帝国主義段階への推転を開始していく。その場合、この10年代における「帝国主義的移行」過程は、何よりも「財閥資本と綿工業独占」とを「2つの焦点」にして進行したが、それを基軸としつつ、むしろ、「生産・企業・景気循環・財政・金融・農業」という、日本資本主義の全戦線に亘ってその帝国主義化が進行した側面にこそ、「後進国型・日本帝国主義」の、その体制的特質が検出されてよいように思われる。こうして、こののち戦間期において現代資本主義的変貌を遂げる、その歴史的前提がここで形成をみたといってよく、まさにその意味で、戦前期日本資本主義はいわばその到達点に至ったわけである。

〔2〕世界資本主義の現代的変質 以上のような「戦前期日本資本主義の到達点」が、「日本型現代資本主義の前提」におけるその「タテ構造」であるとすれば、その「同時代的なヨコ構造」をなすものこそ、②「1930年代世界資本主義の構造的変容」¹¹⁾以外ではない。そこでまず第1に、その構造的変容の基本契機をなした①「世界恐慌の勃発」が押さえられねばなるまい。最初に1つ目として、その「前提」を形成した(a)「第1次大戦」¹²⁾から出発すると、周知の通り、史上初の「総力戦」となったこの大戦は、以下のような政治経済的帰結を生み出す他なかった。すなわち、(A)「経済的帰結」——英・仏・独資本主義の退潮・破壊と、自己完結的性格をもつアメリカ資本主義の決定的台頭とによる「世界資本主義の構造的脆弱化」、(B)「政治的帰結」——「ロシア革命—社会主義成立」にともなう、資本主義体制における、対外・対内両面での「対社会主義への対抗組構築」の不可避性、(C)「制度的帰結」——「城内平和政策」たる労資協調政策や農業自給政策の展開、および戦時統制経済の経験と再建金本位制の弱体化、これである。その意味でそれは、世界資本主義におけるまさに「政治経済的不均衡化」の発現だといってよく、こうしてその脆弱性が表面化していく。

そして、このような危機の集約点こそ、2つ目に(b)「29年世界恐慌の勃発」¹³⁾以外ではあるまい。そこでまず(A)その「背景」から追うと、戦後24年頃から進行した「相対的安定期」には、以下のような不安定性が孕まれていた。すなわ

ち、(イ)世界資本主義のこの復興は、「国際的資金循環のメリーゴーラウンド」と呼称される、極めて不安定なアメリカからの資本輸出に依存していたこと、(ロ)アメリカ資本主義の自己完結的性格に起因する「アメリカ国際収支の恒常的黒字化＝金・外貨のアメリカへの一方的集中」が、世界資本主義の不均衡化をさなきだに強めたこと、(ハ)再生産過程および金からの規制程度を薄めた、「金地金本位制・金為替本位制」などの「再建金本位制」が、世界資本主義に対する「自動的な不均衡調節作用」を極度に低下させたこと、などの構造的不安定化に他ならず、それらが総合化されて「世界恐慌」となって勃発していく。その場合、この恐慌は、アメリカにおける、「株式ブームの形成と崩壊」・「耐久消費財部門の基軸化」・「連邦準備制度の特質」などに起因して、差し当たりまず(B)「アメリカの大恐慌」として発現したが、アメリカ資本主義は、この打撃を初期条件としつつ、そのうえで、再生産過程のさらなる「螺旋的な縮小」にまで追い込まれる。事実、アメリカは、「恐慌→倒産・失業増大→購買力低下→企業収益減→投資削減→雇用縮小→購買力一層下落→不況深化」という「デフレスパイラル」を余儀なくされたのであって、その結果、29～35年間の生産レベルはほぼ半減に見舞われた——と考えてよい。

しかしそれだけではない。というのも、このアメリカ大恐慌は、以下の2大ルートを経由して、ついで(C)「世界恐慌への波及」を現実化させたからに他ならない。つまり、まず「第1ルート」は「ヨーロッパ・ルート」であって、ここでは、「アメリカ恐慌→アメリカ資本輸出途絶→ドイツ破綻→対英・仏賠償金支払困難→英・仏破綻→ヨーロッパ恐慌」という「国際的資金循環の逆回転」が描かれよう。それに加えて、「第2ルート」は「後進国ルート」以外ではなく、「第1ルート」と並行して、「アメリカ恐慌→資本輸出途絶→後進農業国・輸出貿易金融破綻→農業恐慌勃発→後進国恐慌」という恐慌波及メカニズムが驀進を遂げた。こうして、震源地の「アメリカ恐慌」は、次いで、「ヨーロッパ恐慌」と「後進国恐慌」とを帰結的に惹起させながら、最終的には「世界恐慌」として全面化したわけである。

そうであれば、この世界恐慌の「帰結」として、3つ目に、以下のような(C)「危機の構造」が発現してくることになろう。つまり、以上のような事態推移に規定されて、この危機は次のような構造を持たざるを得ないのであって、まず

1つは(A)「経済的側面」では、世界資本主義が世界恐慌に見舞われる中で、国民総生産・所得の激落、物価・収益の低落、倒産・失業者の急増などを余儀なくされたから、資本主義による経済原則そのものの維持運営が困難に陥った。その点で、まさに資本主義的経済システム自体がその存立を危うくするという、「経済的危機」の進行に直面したといつてよい。しかもそれに加えて、次に2つとして(B)「政治的側面」においては、この経済的ピンチが、他方での「ロシア革命—社会主義の成立」とも相まって、「政治的危機」をも醸成することになる。すなわち、これらの2要素が、国内階級闘争の激化に拍車を掛けつつ社会主義運動活発化を喚起した以上、世界資本主義は、いまや、その社会主義的変革につながる「政治的危機」に迫られる他はなかったわけである。こうして、世界恐慌は、世界資本主義に対して決定的な政治経済的インパクトを強めた。

したがってそうであれば、このような結果、3つには、世界資本主義は、1930年代にまさに(C)「体制的危機」を迎えたとみてよいことになろう。なぜなら、世界資本主義は、まず一面で、資本主義的再生産の実行が困難になるという「経済的危機」に際会すると「同時に」、次に他面では、資本主義の変革を指向する反体制運動に圍繞されるという「政治的危機」にも対処せざるを得なくなった——からに他ならない。その点で、まさにこの「危機」は、「資本主義体制そのものの存亡を問われる」性格の「危機」であるという意味で、「資本主義の『体制的危機』と規定する以外にはあり得ない「危機」ではないか。そして、以上のような「危機の構造」を前提にしてこそ、この30年代以降、次のような、「2正面作戦」型の「体制的危機克服策」が追及されていくことになるとみてよく、「経済的危機」克服策としての、「資本蓄積促進策」たる景気調整策と、「政治的危機」回避策としての、政治・労働・社会政策たる「階級宥和策」とが、まさにその「両輪」として発現するに至る。

そこで、以上のような「世界恐慌→体制的危機」の渦中で、世界資本主義が危機克服策として試みたその代表的として、第2に②「アメリカ・ニューディール政策」¹⁴⁾の展開を簡単にフォローしておこう。すなわち、まず1つ目は(a)第1期＝「個別的救済政策期」(1929-35年)だが、この局面では、全体として、健全財政と国家の不介入を前提とした、応急処置的かつ非体系的な個別対策がとられたに過ぎなかったから、その効果は小さかった。つまり、「全

国産業復興法」(NIRA, 1933年)や「農業調整法」(AAA, 33年)を通して賃金上昇・価格支持・利潤確保が実施され、それを土台として景気回復が追及されたものの、その意義としては、相互関連が弱かっただけではなく、経済の自動回復力に依存したいわば古典的な範囲に止まった——という限界が明瞭だといってよい。それに比べてむしろ特筆されるべきはこのNIRAの労働政策的側面であって、周知のように「NIRA第7条(a)項」において、労働者の「団結権・交渉権」がアメリカ労資関係史上初めて明示されるに至った。その点で、この「第1期」の中でこそまさに労資同権化への道が拓かれたともいえる。そのうえでついで2つ目に、(b)第2期＝「ポンプの呼び水政策期」(Pump Priming Policy, 35-37年)がくる。つまり、赤字財政展開に立脚した政府による資金撒布＝財政スペンディングが開始されるが、それを通じた、政府による初発的な有効需要の人為的創出を「呼び水」としてこそ、一方での、過剰資本の処理・稼働化＝利潤・投資の誘発と、他方での、雇用促進・消費需要の拡大とが試みられた。換言すれば、政府による景気回復の最初の刺激が、いわゆる「乗数効果」(Multiplier Effect)を媒介にして社会全体の景気回復・上昇へと波及連鎖していく——効果が期待されたとみてよいが、この局面では景気回復の自律性がすでに喪失していたから、政府によるこのような「初発的」な刺激効果の発現にはなお大きな限界があった。以上のような経済的有効性に比較して、むしろ評価されてよいのは、この第2期における労資関係面での進捗だというべきであろう。というのも、この局面では、1つには、NIRA第7条(a)項をさらに拡充させて「団結権・交渉権・争議権」を「法制化」とともに、「不当労働行為」(unfair labor practice)規定およびその監視機関としての「全国労働関係委員会」(NLRB)の設立を盛り込んだ「ワグナー法」(全国労働関係法, 35年)が成立したし、もう1つとして、「失業保険・老齢年金・公的扶助・社会福祉」を規定した「社会保障法」(Social Security Act, 35年)の成立と、「政府の責任の下での完全雇用の追求」を基本理念とした「雇用促進庁の設立」(Works Progress Administration, 35年)とが実現をみた——からに他なるまい。まさしく、「NIRA第7条(a)項」における、その着実な進展である。

続いて、ニューディール政策は3つ目として(c)第3期＝「補整的財政政策期」(Compensatory Fiscal Policy, 37-39年)を迎える。すなわち、政府がその

人為的な有効需要発給作用を弱めた結果として勃発した37年恐慌に直面して、政府は、もはや単なる景気回復の初発的インパクト付与だけには止まり得なくなり、むしろ、資本の再生産過程にいわば不断に組み込まれつつ、景気政策の恒常化を余儀なくされていく。いい換えれば、失業対策費・公共事業費・農業費・社会保障費などの支出を通して、政府が、民間では不足する有効需要を継続的に補完していこうとする体制以外ではないが、ここにおいてこそ、政府による、資本制再生産メカニズムへの持続的・本格的な介入が定着するに至ろう。まさにこの点にこそ「補整的」たる意義が求められてよいが、そこから「軍事化」へはもう一步の距離であった。そこで、この「補整的財政政策」は、最終的には(d)第4期＝「軍事財政政策期」(39年以降)として帰結したといつてよい。なぜなら、直面する不況の構造的原因が「需給ギャップ」に起因した資本過剰にこそあるかぎり、非生産的な軍事への、財政資金の集中的投入という軍事財政こそが、過剰資本の解消→景気回復にとって最も「効果的」である点が事実として明らかになってきた——からに他ならず、事態は終幕に到達した。こうして、ニューディール政策は、この「軍事財政政策」に至って始めて、不況脱出というその目的をある程度実現したと整理されざるを得まい。しかし、そこに第2次大戦が待っていたのは周知のことであろう。

この「ニューディール政策」展開を前提にして、第3に③「現代資本主義の本質」¹⁵⁾が集約されなければならない。そこで1つ目にその「条件」として、(a)「管理通貨制の機能」が何よりも重要であろう。まず(イ)その「背景」を追うと、大戦後に定着した「再建金本位制」という「緩んだ枠組み」の金本位制にあっても、そこでは、銀行券発行には金属・金為替の裏付けが一定程度は残りつつ、また対外関係においては兌換もなお維持されたから、政府による、赤字公債の中央銀行引き受けに立脚したスペンディング政策発動には、依然として基本的な限界が無視できなかつた。まさにこの限界を突破することによって世界恐慌後の不況脱出策展開を可能にしたものこそ、この管理通貨制以外ではない——という連関こそが、30年代世界経済におけるその歴史的枢要点をなす。事実、世界恐慌に呻吟する主要各国は、ほぼそのダメージのより大きな国から順に、「金本位制停止—管理通貨制移行」へと歩を進めざるを得なかつたといつてよい(独＝31年7月→英＝同9月→米＝33年4月→仏＝36年10月)。

そのうえで(ロ)その「作用」が重要だが、その基本的エッセンスは一応以下のように整理可能であろう。すなわち、(A)まず金輸出入禁止と兌換停止とにより、一国の再生産機構を対外関係から遮断しながら、(B)次にその中で、通貨発行におけるその量・時期・方向性などを政策的・裁量的に調整することを通して、(C)最終的には、国内での金利・信用供与量・物価水準・雇用量などを政治的配慮の下に変動させることが可能になる——のだと。まさしく、「対内外遮断」に基づいた「国内均衡優先」にこそ、その基軸が求められてよい。

そうであれば、最後に(ハ)その「意義」は結局こう総括可能ではないか。要するに、「管理通貨制」は、一国の再生産規模をコントロールしながら景気回復—不況脱出への体制的条件を担い得る、という「効果・役割」を有したという点——これである。まさにそうだからこそ、ニューディール政策に代表されるスペンディング政策の新しい本格的な展開は、このような機能をもつ管理通貨制を条件としてのみ始めてなし遂げられたのだといえよう。

ではこのような管理通貨制を条件にして、次に2つ目に、現代資本主義はどのような(b)「体制的課題」を果たそうとするのか。しかし、この点は、先に確認したニューディール政策の具体的点からしてすでに明白であって、その基軸は、大まかにいって以下のような二側面展開に即してこそ位置づけられてよい。すなわち、そのうちのまず一面は(イ)「階級宥和策」であって、具体的には、「ロシア革命→社会主義→階級闘争激化」という「政治的危機」への対応として、完全雇用政策・政治的労資同権化政策・社会保障政策への着手などが不可避となる。まさにこのような政治面での「階級宥和策」を通して、まず資本主義体制の「政治的安定化」が追求されたと考えてよい。しかしそれだけではない。ついでそれと同時に他面で、「世界恐慌→経済停滞→資本蓄積縮小」という「経済的危機」に対しては、(ロ)「資本蓄積促進策」の発動こそが余儀なくされる。すなわち、公共事業政策・有効需要促進政策・価格支持政策などの展開に他ならないが、この方向からは、経済的な「資本蓄積促進策」を媒介とした、資本主義体制の「経済的安定化」が目指されたわけであろう。

そうであれば、以上の2面をふまえると、(ハ)「現代資本主義の総合的課題」は結局こう整理可能ではないか。つまりその「総合的課題」は、資本主義の体制的危機を、「階級宥和策」および「資本蓄積促進策」という二正面作戦を駆使

しながら、何よりも国家の「体制組織化」作用によって体制的に克服しようとする点にこそ集約されてよいのだ——と。

こうして最後に3つ目として、(c)「現代資本主義の本質」に辿り着く。というのも、現代資本主義の課題が、以上のような「国家による資本主義体制の組織化＝体制的危機克服システム」以外ではないとすれば、その「本質」が、「資本主義の体制的危機を、国家の組織化作用によって抑止しようとする『反革命』体制」という側面にこそ還元されてよい——のはもはや自明であろう。まさしくこの「反革命」性にこそそのエッセンスが凝縮されているのであるが、かかる「現代的システム」として、「現代資本主義」は、世界資本主義レベルにおいて「1930年代」に、「帝国主義の1『小段階sub stage』」として成立をみた。

〔3〕現代国家の特質 以上で確認したように、現代資本主義は「国家による現代的統合化」をその重要基軸としているが、この点を明瞭にするために、「日本型現代資本主義の前提」に関するもう1つのポイントとして、(3)「現代国家の特質」¹⁶⁾をも簡単に押さえておきたい。そこで最初に第1に、①「現代国家重要化の背景」が問題となろう。しかしこの点に関する歴史的過程はすでにフォローした通りであって、その焦点は、第1次大戦→世界恐慌のプロセスにおいて発現してきた「資本主義の体制的危機」の、その「マグニチュードの絶大性」にこそ求められてよい。すなわち、この危機がいわば空前絶後レベルの深刻さであった故に、帝国主義段階における支配的資本である金融資本は、資本主義体制組織化の主体たる「能力と資格」を喪失して、資本自らではもはや体制を維持していけないことを暴露するに至った。そうであれば、金融資本に代わって体制組織化の主体となり得るのはもはや「国家」以外にはないわけであり、まさにこのような圧倒的レベルの危機局面においては、「資本」による、「体制組織化機能」の「国家」への「移譲」が生じていく。

こうして、この「第1次大戦→世界恐慌」という、特有な「資本主義の体制的危機」過程においてこそ、「国家」は「資本主義体制の『組織化主体』」として前面化するに至るわけである。

ついで第2に②その「機能」はどうか。そこでまず1つ目に(a)その「基盤」から入ると、すでにみたように、現代国家は、「階級宥和策」および「資本蓄積促進策」を展開することを通じて現代資本主義における体制組織化の主体たる

地位を占めるが、その場合、現代国家がかかる役割を遂行し得るその基盤的前提として重要なのは、国家による、政治社会的次元での「労資同権化」機能に他ならない。というのも、国家による体制統合作用がその実質を確保するためには、労働者階級と資本家階級との間の、本来和解し得ない基本的対立関係を、階級闘争の激化とその帰結たる体制の実力的変革へと導いてはならないから——であって、そのためには、何よりも労働者階級の「体制内包摂化」が不可欠となろう。そしてこの「包摂化」の基本ルートこそ「労資同権化」だと考えてよく、その際、そのエッセンスとしては、例えば以下のような点が特に重要だと思われる。すなわち、労働者階級に対して基本的に資本家階級と同じ権利を法的に付与する——というものであり、具体的には、「自由権・平等権」はもちろん、「平等参政権・労働基本権(団結・交渉・争議権)・労資協議制・労働基準規定・不当労働行為規定」などのいわゆる社会権がその軸点をなす。

そのうえでもう一步進めて、では2つ目として、この「労資同権化」が発揮する(b)その「作用」はどう把握できるか。さて、この「労資同権化」浸透の結果として労働者階級の「体制内包摂」が実現すると、労働者階級は、体制と敵対する「革命主体」ではなく、むしろ「体制内における、圧力団体＝多元的利害の1つ」に還元されざるを得ない以上、そこから、階級闘争は以下のような特有な政治関係へと融解していく。つまり、階級闘争が、議会レベルにおける、「政策樹立・変更および政権獲得レース」という「政治過程ルート」へと組み込まれてしまう——ということに他ならず、それを通じて、「階級闘争」は「体制内・利害調整闘争」へと転換をとげる。いうまでもなく、「労資同権化」作用の、その絶大なる政治的効果ではないか。

このように追ってくれば、結局3つ目に、現代国家の「機能」は(c)このように「総括」されてよい。すなわち、現代国家は、その現代的作用を通して、労働者と資本家という、本来は同一の基準には解消し得ない対立要因を、政治的主体・「市民」として同一のものとみなし、そのうえで、その利害対立を、議会という同一基準平面における数量的把握にもとづいて処理しようとするのだ——と。まさに「現代型・利害調整過程」そのものだという以外にはない。

以上を前提にすると、最後に第3に、③「現代国家の体系的意義」は最終的に以下のように集約されてよいのではないか。すなわち、最初に1つ目に、

(a)現代国家は、国家権力という「高権」を根拠にして労資の同権化を図りつつ、まず、資本主義の対立矛盾を、「階級闘争—体制変革」という形ではなく、議会における、同一の権利を持つ「市民」同士の利害対立・調整というシステムにおける処理へと溶解させる。そしてそれを通して、ついで2つ目として、(b)「資本主義の体制的危機」の緩和を追及するわけであるが、まさにそれによってこそ、究極的には、何よりも「資本主義の安定化・延命化」が目指されていくのはいうまでもない。したがってこう考えてよければ、3つ目に、(c)まさにこの意味で、現代資本主義においては、国家こそが体制組織化の主体なのであり、そしてかかる機能を内蔵化させたものとして、国家こそが、「現代資本主義＝反革命体制」におけるその主体になっている——と考えられる。

II 高橋財政と日本型現代資本主義の成立

[1]資本蓄積促進策 以上のような諸前提をふまえつつ、早速、日本型現代資本主義の「成立過程」をなした「高橋財政」へと考察を進めなければならない。そこで最初に、この高橋財政の構造を(1)「資本蓄積促進策」の側面から解析していこう。その場合、まず第1に、①「金融政策」¹⁷⁾が何よりも出発点を形成していくが、その1つ目は(a)「管理通貨制の成立＝金輸出再禁止」に他ならない。そしてその前提には(イ)「金輸出解禁」があり、周知のように、この金解禁への動きは、主に物価抑制＝輸出促進との関係で第1次大戦後23年ころから出てきていた。しかし、外貨不足や内外経済環境不安定などに起因してその気運は大きくは盛り上がりず、しかも27年金融恐慌の嵐の中で一旦は下火となった。そのような経過を経て、むしろ不況後の過剰資本処理策との関連で、ようやく30年1月に金解禁の実施へ至るが、その場合、その背景には以下のようなロジックこそが検出されてよい。

すなわち、この「金解禁＝金本位制回復」によって、まず1つには、(A)「国際収支—為替相場—通貨水準」という連動関係に基づいて日本経済と世界経済とを連結させ、それを通して、国内物価と国際的基準との鞘寄せ(下落)を図る。ついで、それを前提として2つとして、(B)そのデフレーションパクトを条件にしつつ、企業合理化＝資本過剰整理を強制することを通して、国際競争力

強化→輸出伸張→不況克服が目指された。したがって要するに3つとしては、(C)「金解禁→金本位制復帰→デフレ化→不況脱出」という見通しが政策的に採用されたわけであり、まさにここにこそ「金解禁政策の意義」が確認されてよい。

しかし、この金解禁というまでもなく全くの裏目に出て、わずか2年足らずで「金輸出再禁止」へと暗転する。そこで(ロ)その「打撃」だが、それはいうまでもなく、巨額の正貨流出に起因していよう。というのも、30年には周知の世界恐慌がこの金解禁と同時に勃発したため、金解禁は巨額の正貨流出をむしろ促進する作用を果たしてしまった——からに他ならない。すなわち、入超決済などの他、世界恐慌に伴う為替思惑資金の引上げ、外貨買入れによる資本逃避などが重なって、正貨流出は政府予想を大幅に上回って進み、その結果、この正貨流出額は実に30年=288百万円→31年=443百万円にも上った。まさにこの意味で、金解禁は、その意図とは全く逆に、むしろ不況を一層深化させる他はなかった。

こうして、(ハ)「金輸出再禁止」へと辿り着く。そこでまず(A)その「契機」をみると、この再禁止への方向を加速したのは、31年9月18日の満州事変勃発と同21日のイギリス金本位制停止とであったが、しかしその「決定的な契機」は、むしろ日本の金本位制停止=円相場下落を見越した「ドルの思惑買い」そのものであった。事実、イギリス金本位制停止後の1週間の間に、正金銀行は実に約2億円以上ものドルを売ったとされているのである。まさにこの事態に直面してこそ(ロ)「金輸出再禁止」に到達する以外になかった。すなわち、この局面の渦中で、日銀は多量の正貨現送を余儀なくされたためその正貨準備は大きく割り込み、その結果、金本位制を維持する余力はすでに尽きていた。そうであればその結末はもはや明瞭であって、こうした状況に追い込まれつつ、犬養首相(高橋是清蔵相)は内閣成立とともに31年12月13日に金輸出再禁止に踏み切っていくわけである。まさに一大ドラマの展開ではないか。

ではこのような「金輸出再禁止」の(ハ)「体系的帰結」はどう整理可能であろうか。そう焦点を絞ると、その枢要軸としては、この金輸出再禁止を帰結させたその決定的作用点、世界恐慌といういわば単なる「外圧」では決してなく、むしろ何よりも大戦後日本資本主義のその「脆弱性」にこそあった——という次元が重要になってくる。もう一步立ち入っていえば、大戦後の脆弱な

日本資本主義は、この「金本位制＝デフレ政策」に耐え得る自律性をすでに喪失していたということに他ならず、国家の救済政策に支えられて辛うじて存立してきた日本資本主義にとって、「金本位制による自律的な経済調節」という負担は余りにも過酷過ぎた。その意味で、「金解禁→再禁止」は、すでに金本位制には不適合になっていた戦間期日本資本主義にとって、管理通貨制の本格的定着のための、いわばその1つの「回り道」に過ぎなかった——と位置づけられても決して誤りではないのではないのか。

そのうえで、この金本位制停止に立脚して進行していく、「日本型・管理通貨制の定着過程」へとメスを入れていくが、それは具体的には、2つ目として(b)「日銀制度の改編」¹⁸⁾という形で現実化していく。そこで最初に(イ)その「背景」から入ると、先にみた31年12月13日の金輸出再禁止措置を受けつつ、続く17日には国内金兌換の停止が直ちに実施されて、この時点で内外ともに金本位制の停止＝管理通貨制への移行が実現をみた。こうして管理通貨制がスタートを切るがそれだけではない。さらにそれと並んで、このような国内的措置を対外的な国際収支動向に直結させないための方策も不可欠であって、そのために、対内関係と対外関係との切断を目指して、まず32年6月には「資本逃避防止法」が、ついで33年3月には「外国為替管理法」がそれぞれ制定をみる。こうして、これら3つの措置の総合的整備を通じてこそ、「日本における管理通貨制」はその総合的体制を整えたといつてよい。

そのうえで、「日本型・管理通貨制」の(ロ)「展開内容」をなした「日銀の制度改正」へと入っていこう。さて、いまチェックした管理通貨制移行に伴う金融制度の大枠的改編を前提としつつ、その現実的実施運用面においては、32年6月から日銀制度の改正に着手されていく。その場合、この改正の主眼は、「兌換銀行券条例」の改正、「日銀納付金法」および「日銀参与法」の制定を柱とする、新局面に対応した、日銀における制度・機能の再編成——にこそあったが、その基本的内容は、以下の3点に整理可能なように思われる。

すなわち、(A)日銀券保証準備発行限度の、1億2千万円から10億円への大幅拡張、(B)限外発行税率における、「5%以上」から「3%以上」への引下げ、(C)日銀営業収益の、日銀納付金制度を通じた政府への取り入れ、の3点に他ならない。まさにこのような日銀制度改正によって、通貨供給量における量的

制限範囲の積極的な拡張が意図されたのは一目瞭然であって、この点こそが、管理通貨制機能におけるその独自性をなすのはいうまでもない。

では、このような「管理通貨制への移行＝日銀制度の改正」が果たした、(ハ)その「作用」はどうか。それはまず何よりも「低金利政策」の現実化となって発現したとあってよいが、その土台には、「日銀券発行限度の弾力化」にもとづいた(A)「公定歩合の相次ぐ引き下げ実施」があった。そこでざっとその経過を追うと、この公定歩合は、32年に、3月(2厘下げ、1銭6厘)→6月(2厘下げ、1銭4厘)→8月(2厘下げ、1銭2厘)と相次いで3度も引下げられ、その結果33年7月にはついに日歩1銭にまで至るのであり、まさに画期的な低金利局面に入ったとあってよい。こうしてまず日銀一般貸出の方向から「通貨量拡大→有効需要創出」が図られていくが、この低金利政策が(イ)「発券量増加」を引き起こすのはいわば当然であろう。すなわち、「日銀券発行高」(百万円、増加率%)は、昭和恐慌の中でまず一旦は30年＝1436(△12.5)→31年＝1330(△7.4)と減少したが、その後は、公定歩合の連続引下げに立脚して、32年＝1426(7.2)→33年＝1544(8.3)→34年＝1627(5.4)→35年＝1766(8.5)と顕著な拡張路線に乗る(第1表)。まさに明瞭な基調変化ではないか。

しかしそれだけには止まらない。というのも、以上のような「公定歩合低落傾向＝発券量拡張傾向」が最終的には(C)「市中金利の低下」を誘導するのは自明だからであって、例えば「全国銀行実効金利」(年利、%)は以下のような軌跡を描いた。すなわち、31年＝9.27%は32年にかけてまず8.96%へと低下するが、その後も、33年＝8.42→34年＝7.83→35年＝7.65→36年＝6.94へと見事な継続的下落ラインを辿る。したがって、日銀の低金利政策が「市中金利の低下」＝景気回復の促進へと着実に連動していった点——がよく分かる。

ここまでを前提としつつ、そのうえで3つ目として、(c)「金融政策メカニズム」の現実的機構へともう一段深く入り込んでいこう。いうまでもなく、管理通貨制を根底とした、「赤字公債の日銀引受に立脚した、スペンディング政策の展開機構」¹⁹⁾に他ならないが、まず(イ)その「公債引受けの新方式」が問題となろう。さてこの方式は、例えば第1次大戦の戦費調達に関して英・独においてすでに試みられた経験があるが、概略として以下のような図式を描く。すなわち、赤字公債の日銀引受＝日銀による追加資金の創造→政府による市

第1表 日銀信用の膨張と全国銀行預貸金

(百万円)

	日 本 銀 行			全 国 銀 行	
	日銀券発行高	日銀資金運用	貸出金	預 金	貸 出
1914	385 -	198 -	142	2,328 -	2,826 -
15	430 (11.7)	166 (-16.2)	122	2,811 (20.7)	2,996 (6.0)
16	601 (39.8)	302 (81.9)	265	3,833 (36.4)	3,840 (28.2)
17	831 (38.3)	370 (22.5)	335	5,739 (49.7)	5,132 (33.6)
18	1,144 (37.7)	675 (82.4)	643	8,225 (43.3)	7,463 (45.4)
19	1,555 (35.9)	866 (28.3)	789	9,917 (20.6)	9,952 (33.4)
20	1,439 (-7.4)	494 (-43.0)	302	9,869 (0.0)	9,825 (-1.3)
21	1,546 (7.9)	619 (25.3)	428	10,455 (5.9)	10,668 (8.6)
22	1,558 (0.8)	937 (51.4)	634	10,296 (-1.5)	11,127 (4.3)
23	1,703 (9.3)	1,246 (33.0)	1,001	10,616 (3.1)	12,215 (9.8)
24	1,662 (-2.4)	1,161 (-6.8)	920	11,066 (4.2)	12,489 (2.2)
25	1,631 (-1.9)	1,043 (-10.2)	769	11,485 (3.8)	12,985 (4.0)
26	1,569 (-3.8)	921 (-11.7)	646	11,852 (3.2)	13,353 (2.8)
27	1,682 (7.2)	1,183 (28.4)	964	11,911 (5.0)	12,771 (-4.4)
28	1,739 (3.4)	1,128 (-4.6)	907	12,172 (2.2)	12,059 (-5.6)
29	1,641 (-5.6)	960 (-14.9)	738	12,523 (2.9)	11,802 (-2.1)
30	1,436 (-12.5)	988 (2.9)	812	12,015 (-4.0)	11,662 (-1.2)
31	1,330 (-7.4)	1,278 (29.4)	1,019	11,474 (-4.5)	11,770 (0.9)
32	1,426 (7.2)	1,411 (10.4)	846	11,841 (3.2)	11,439 (-2.8)
33	1,544 (8.3)	1,590 (12.7)	907	12,433 (5.0)	11,019 (-3.7)
34	1,627 (5.4)	1,620 (1.9)	973	13,112 (5.5)	10,948 (-0.1)
35	1,766 (8.5)	1,723 (6.4)	994	14,031 (7.0)	11,096 (1.4)

(出典) 大蔵省理財局「金融事項参考書」(昭和十二年調)。

場への資金撒布＝政府スペンディングの展開→市中への資金流入→有効需要の人為的拡大＝景気回復→日銀による「売オペ」実施＝公債の民間「消化」→市中からの資金吸収＝市中資金過剰の解消——というルートの形成,これである。みられる通り,「公債の日銀引受」と「日銀の売オペ」とを結合させた「新方式」に他ならないが,この中でこそ,管理通貨制を土台にした,フィスカル・ポリシーの新図式が本格的に定着をみたといってよい。

こうして,市中に過剰資金を累積させることなしに,政府の「有効需要創出機能＝スペンディング機能＝景気回復機能」を可能にする新基軸が試行されていくが,このシステム経路において,日銀は,初発の「公債引受」と帰結の

「売オベ」との両面で、極めて重要な役割を担うことになった。そうであれば、日銀・金融政策はいまや政府の資金調達機関として包摂されるに至ったわけであり、したがって、それが「資本蓄積促進策」の枢軸たる位置を占めるという意味で、ここには、「現代資本主義型・金融政策」の、その定着がみて取れよう。

では、このような方式で進行したこの時期の公債日銀引受は、どのくらい大きかったのであろうか。そこで(ロ)「日銀公債引受の定量分析」を試みるが、まずその前提としては(A)「公債発行総額」(億円)がいうまでもなく重要と見てよく、それについては以下のような数字が拾える。すなわち、32年=2→33年=12(うち新規11.6)→35年=10(7.8)→36年=31(8)(第2表)と動いたから、その点で顕著な膨張を遂げた点が明白であって、その結果32-36年の合計は実に64億円の巨額にも達していよう。したがって、この期間における公債発行の大規模性がまず否定し得ないが、そのうえで(B)「発行形式」にまで立ち入ると、何よりも「日銀引受」ウエイト(%、億円)の大きさこそが直ちに目に付く。というのも、その比率は、32年=100を出発点として、その後も、33年=91.8(11)→34年=76.6(7)→35年=71.6(7.5)→36年=53.7(16.4)→37年=76.4(11.3)(第2表)と凄まじい数値を残すから——に他ならず、ほぼ毎年例外なく70%をも上回っていよう。それに対して、「一般引受」はせいぜい36年=42.4(13)→37年=16.8(10)に過ぎないし、また「預金部引受」にしても33年=8.2%→35年=18.2%→36年=3.9%に止まる(第2表)以上、これらが「日銀引受」に代わり得るものでなかった点はいうまでもない。そうであれば、巨額の公債発行は、あくまでも「日銀引受方式=日銀による資金創出システム」に立脚してのみ可能であった点が、いまや明瞭ではないか。まさにこの方向からしても、日銀機能の絶大性があらためて確認されるべきであろう。

以上を受けて最後に、日銀売オベに関わる(C)「民間消化」状況が注視されねばならない。そのために、最初に(I)「日銀引受に対する『民間消化率』」の推移を押さえておけば、まず総体的には32-36年平均でみると69.7%という数値が手に入る。したがって、表面的に判断すると、その「消化程度」は一見順調そうに見えるが実態は決してそうではない。なぜなら問題はその消化率の低下傾向にこそあるからであって、それはむしろ以下のような軌跡を辿る以外にはなかった。すなわち、「消化率」(%)は、32年=81.5→33年=72.0→34年=

第2表 国債発行状況と引受先

(千円)

	発行総額	内 訳		発行形式			
		新規	借換	一般公募	日銀引受	預金部引受	その他
1932	200,000	200,000 (10.0)	—	—	200,000 (10.0)	—	—
33	1,215,000	1,162,046 (95.6)	52,954 (4.4)	—	1,115,000 (91.8)	100,000 (8.2)	—
34	915,815	660,000 (72.1)	255,815 (27.9)	—	701,358 (76.6)	214,457 (23.4)	—
35	1,047,773	780,000 (74.4)	267,773 (25.6)	—	750,657 (71.6)	191,025 (18.2)	106,091 (10.2)
36	3,059,429	811,000 (26.5)	2,248,426 (73.5)	1,296,257 (42.4)	1,643,169 (53.7)	120,000 (3.9)	—
37	1,485,000	1,485,000 (100)	—	100,000 (16.8)	1,135,000 (76.4)	250,000 (6.8)	—

(出典) 志村嘉一「国債の日銀引受発行の意義」(『金融経済』73号所収) 5頁。典拠は日銀調査局「財政金融資料要録」, 「その他」は教育改善及農村振興基金特別会計である。

128.1という経過を踏んでまずピークに達するものの、その後は、35年=87.9→36年=41.3となって一転した低下へと転じている——からに他ならない。こうして、35年を分水嶺として、消化率の顕著な低落化が一目瞭然であるから、まさにその点で、30年代半ばからは、「公債の市中消化」が次第に困難になりつつある状況が見事に覗えよう。

そうであれば、「消化率」動向に関する、このような基調変化の(II)「原因」が直ちに焦点となってくるが、その土台に、30年代景気動向の構造変化があるのはいままでのない。つまり、まず一方の32-34年段階では、恐慌—不況の影響で市中にまだ過剰資金の堆積が目立ったから、それが、過剰資金処理の捌け口として、銀行資本による公債引受をまだ円滑にしていた。まさにこのような事態こそが、30年代前半における「消化率」の高さを帰結させた背景だといってよいが、しかし、その後の景気動向変化に対応して、局面はその転換を免れない。なぜなら、35年を迎えると、生産拡大→景気回復→投資活発化に規定されて、今度はむしろ、資金過剰の解消→資金逼迫こそが逆に発現したからであって、それに起因して、銀行資本による公債応募=民間「消化」はその分だけ目立った減少へと転じていった。まさにこのような過程こそ、

次に他方の35-36年段階においては、一転して「消化率」の低下傾向が生じてくるその原因だと整理されてよい。何よりも景気転調がその土台をなす。

念のために、この点を(Ⅲ)「シンジケート普通銀行の『引受け率』」からも傍証しておく、次のような図式が浮上してくる。その場合、この「シンジケート銀行」こそ民間金融市場の資金需給動向を最も敏感に反映している点はそのポイントをなすが、その「引受け率」(%)は次のような数字を刻む。すなわち、32年=30.7→33年=41.9→34年=30.7→35年=26.7→36年=5.5と動いたから、ここからは、33年を頂点とした、明瞭な「上昇→急落」傾向が手に取るように分かる。その点で、「民間消化率低下」という基本基調の根因がこのシンジケート銀行動向にこそある点が明瞭だが、いずれにしても、30年代半ばにはそれは実に5%台にまで墜落している事実が否定し得まい。こうして、民間における資本蓄積の活発化転換とはまさに逆相関的に、公債の「民間消化」が大きく落ち込んでいく——姿が一目瞭然だというべきであろう。見事な「スペンディング新方式」の破綻に他ならない。

そうであれば、このような「新型・スペンディング政策」の「綻び」は、その必然的な結果として、(ハ)「インフレ進行」という独特な帰結へと帰着せざるを得ない。なぜなら、まず(A)その「ロジック」面から確認していくと、この「新方式」の目玉は、あくまでも、「公債の日銀引受け=日銀による資金創出→政府支出」という経路でまず全体に先駆けて実行された、「政府による資金撒布」にもとづく「民間市場における『資金純増』」を、事後的な「日銀による公債の民間への売出し=民間消化」によって「回収する」——という「総体的機構」にあり、したがって、その「方式有効性」の鍵は、何よりも、その「最終環」たる、「日銀『売オペ』=民間市場からの過剰資金回収」にこそあるのは自明だからに他ならない。まさにこの「最終環」にこそいま「ヒビが入り」始めたわけであり、したがってその結果、「市場における過剰資金の残留→インフレ開始」がその鎌首を明瞭に擡げてくることになる。

そこで、この「公債消化悪化→過剰資金累積化」を(B)「物価上昇」に即して点検を試みると、以下のような推移で、物価の持続的な上昇基調が発現してこざるを得ない。すなわち、例えば「東京卸売物価指数」で見ると、その「総平均」(31年=100)は32年=111→34年=130→37年=168という軌跡を描くから、

急テンポでのその上昇基調が見事に確認可能になってくる。事実、この期間に実に1.7倍にも騰貴したわけであって、他方の、「景気回復→資金需給タイト化」という一般的要因も決して無視はできないとはしても、物価上昇の中心要因としては、「民間経済回復→公債消化悪化→過剰資金残留→インフレ」という連関の基本的貫徹こそが、やはり何よりも決定的に重要だと考えられる。大きな局面転換の進行こそが注視されるべきであろう。

したがって、「インフレ進行」の(C)「結果的作用」は結局こう総括可能なように思われる。すなわち、「意図せざる結果」であるにしても、以上のような過程を通して、「公債消化悪化→過剰資金累積→インフレ発現」が進行したが、この「物価上昇」現象が昭和恐慌後のデフレ基調をようやく緩和させつつ、それが、「企業採算回復→収益上昇→投資再開」を条件付けたのはいうまでもない。そしてその結果、「危機に瀕した日本資本主義」は、ようやくそこから「資本蓄積軌道への本格的復帰」を実現していくわけであるから、そうであれば、まさにこの「物価上昇」を——「意図せざる帰結」としてではあれ——もたらした点にこそ、高橋財政期・金融政策の、その「現代的意義」が検出されてよいと結論できよう。

そのうえで、「資本蓄積促進策」の第2は②「財政政策」²⁰⁾に他ならない。そこで、まず1つ目として(a)「経費支出＝財政スペンディング」の「基本動向」が前提をなすが、最初にその大枠として(イ)「政府支出動向」を全体的に把握しておく、例えば「総需要に対する政府支出の割合」は以下のものであった。つまり、30年＝15.4% (2602百万円)はま

第3表 総需要にたいする政府支出の割合
(1930～37年)

(単位：百万円，%)

年次	(A)総需要	(B)政府支出	B/A
1930	16,919	2,602	15.4
1931	15,370	2,847	18.5
1932	16,243	3,472	21.4
1933	18,515	3,796	20.5
1934	20,493	3,750	18.3
1935	22,297	4,067	18.2
1936	23,497	4,213	17.9
1937	29,512	7,675	26.0

「政府支出」は政府固定資本形成と政府支出経常購入を含む。

(出典)前掲、中村、付表による。

導でこそ実現したことが明白であろう。

それに対して、33年からは政府支出は逆に低下気味に移る(33年=20.5%→35年=18.2%) (第3表)が、このような明瞭な基調変化が、財政主導の景気上昇がある程度達成されたことを基盤にしてその後は民間設備投資中心へと力点が移動したことの表現に他ならないこと——ももはや自明だといってよい。

このような大枠を前提にして、次に(ロ)「経費額推移」を具体的に追うと、「中央財政一般会計歳出合計」(百万円、対前年伸び率%)は以下のような数値を刻む。すなわち、まず昭和恐慌に直面して一旦は30年=1558(△10.3)→31年=1477(△5.2)と縮小に見舞われるものの、ついで高橋財政期に入ると、それ以降は32年=1950(32.1)→33年=2255(15.6)→34年=2163(△4.1)→35年=2206(2.0)と極めて高い水準で経過していく(第4表)。もちろん、先の「政府支出」動向と同形で、民間設備投資の盛り上がりとともにその拡大テンポが落ち着き化を示す点も否定はできないが、しかし総体的にいて、高橋財政期

第4表 中央財政一般会計歳出の機能別分類(1930~37年度)

(単位：百万円，%)

年度	行政費		軍事費		国債費		年金および 給		皇室費		合 計	
	(割合) 金額	対前年 伸び率	(割合) 金額	対前年 伸び率	(割合) 金額	対前年 伸び率	(割合) 金額	対前年 伸び率	(割合) 金額	対前年 伸び率	(割合) 金額	対前年 伸び率
1930	(44) 689	△15.1	(28) 443	△10.5	(18) 273	△2.8	(10) 149	2.6	(0) 4.5	0.0	(100) 1,558	△10.3
1931	(44) 650	△5.7	(31) 455	2.7	(15) 214	△21.5	(10) 154	3.2	(0) 4.5	0.0	(100) 1,477	△5.2
1932	(44) 858	32.0	(35) 686	51.0	(12) 241	12.9	(8) 160	4.0	(0) 4.5	0.0	(100) 1,950	32.1
1933	(39) 879	2.5	(39) 873	27.1	(15) 335	38.6	(7) 164	2.1	(0) 4.5	0.0	(100) 2,255	15.6
1934	(32) 685	△22.1	(44) 942	7.9	(17) 361	7.9	(8) 170	4.0	(0) 4.5	0.0	(100) 2,163	△4.1
1935	(28) 623	△9.1	(47) 1,033	9.7	(17) 372	2.9	(8) 174	2.4	(0) 4.5	0.0	(100) 2,206	2.0
1936	(29) 656	5.3	(47) 1,078	4.4	(16) 363	△2.3	(8) 180	3.3	(0) 4.5	0.0	(100) 2,282	3.4
1937	(33) 889	35.4	(46) 1,237	14.7	(15) 400	10.0	(7) 180	△0.1	(0) 4.5	0.0	(100) 2,709	18.7

(出典) 前掲、江見・塩野谷、前掲書、211頁による。

における、経費支出のその顕著な拡張については何らの疑いもあり得まい。そしてこの経費拡大が、「有効需要創出→民間投資の補完→不況脱出」を支えたことは当然であるが、この作用連関を、(ハ)「国内粗固定資本形成」動向に即しても傍証しておきたい。そこでいま、「政府—民間」をその「構成比・伸び率」(%)に焦点を合わせて対比を試みると、次のような極めて興味深い図式が浮上してくる。すなわち、30年＝「政府」構成比47－伸び率△16.5、「民間」53－17.4→31年＝51－△10.7, 49－△21.6→32年＝55－21.2, 45－0.2→33年＝48－9.3, 52－44.2→34年＝42－3.5, 58－32.6(第5表), と経過するから、ここからは、以下のような基本構図が見事に把握されてよい。というのも、「昭和恐慌→高橋財政→景気回復」という30年代前半局面において、その「構成比・伸び率」の両面に亘って、まず一方の「政府固定資本形成」が「激減→膨張→急落」と推移したのに比較して、他方の「民間固定資本形成」は、それとは丁度対照

第5表 国内粗固定資本形成(1930～37年)

(単位：百万円，%)

年度	政 府		うち軍事		民 間		総 計	
	(構成比) 金額	対前年度 伸び率	(構成比) 金額	対前年度 伸び率	(構成比) 金額	対前年度 伸び率	(構成比) 金額	対前年度 伸び率
1930	(47) 1,010	△16.5	(8) 173	△7.5	(53) 1,123	17.4	(100) 2,133	△17.0
1931	(51) 902	△10.7	(10) 176	1.7	(49) 880	△21.6	(100) 1,782	△16.5
1932	(55) 1,093	21.2	(16) 309	75.6	(45) 882	0.2	(100) 1,974	10.8
1933	(48) 1,195	9.3	(14) 355	14.9	(52) 1,272	44.2	(100) 2,467	25.0
1934	(42) 1,237	3.5	(15) 427	20.3	(58) 1,687	32.6	(100) 2,924	18.5
1935	(39) 1,354	9.5	(13) 467	9.4	(61) 2,125	26.0	(100) 3,479	19.0
1936	(38) 1,427	5.4	(14) 518	10.9	(62) 2,350	10.6	(100) 3,777	8.6
1937	(39) 2,482	73.9	(25) 1,606	210.0	(61) 3,850	63.8	(100) 6,333	67.7

政府資本形成は中央・地方の純計。
(出典)前掲『帝国主義の研究』299頁。

的に、「増加→急減→激増」という経過をこそ辿った——からに他ならない。その点で、まさに財政が、現実的には「政府固定資本形成」という面から、「不況脱出＝景気回復」を政策的に補完した図式が一目瞭然ではないか。明瞭な「財政スペンディング」の現実的効果だといってよい。

このような枠組みをふまえて、次に2つ目として、(b)「経費内訳」にまで具体的に立ち入っていく。そこで何といても注目されるのは、まず(イ)「軍事費」以外ではあるまい。つまり、31年＝455百万円(構成比31%)は最初に32年には51%増を示して688百万円(35%)となるが、その後も、33年＝873百万円(39%, 増加率27.1%)→35年＝1033百万円(47%, 9.7%)→37年＝1237百万円(46%, 14.7%)という顕著な膨張を続ける(第4表)。いうまでもなく、満州事変を出発点として日華事変に至る、日本の中国侵略を目指した軍備増強にもとづいているが、他面、このような軍事支出拡大が、同時に、重化学工業への軍需発動となって、「財政スペンディング作用＝景気回復」へと連結したのもいうまでもない。

ついで、この軍事費と並んで高橋財政のもう1つの柱をなしたものこそ、「行政費」の中に含まれる(ロ)「時局匡救費」であろう。その場合、この経費は、不況にともなう農村恐慌と失業増大とに対処することを通しての、体制の安定化を指向する社会政策的経費に他ならず、取り分け、5・15事件となって爆発した社会不安への処理こそがその直接の契機をなしていた。すなわち、32年6月の「時局匡救決議」に立脚して、斎藤内閣は32年から3ヵ年の「時局匡救計画」を策定し、それを通して、農村への所得付与と低金利融資とを柱にしつつ合計8億円の支出が実施された。したがって、高橋財政はこのような農業恐慌対策＝「時局匡救費」をもう1つの軸にしていたとみてよいが、この経費が、社会的安定化作用とともに、農村購買力の創出という「財政スペンディング機能」をも発揮したのはいわば当然であろう。

そしてもう1つ、この時期の経費膨張において大きなウエイトを占めたのは何よりも(ハ)「国債費」であった。次に詳述するように、高橋財政における、軍備拡張と「財政スペンディング」拡大とは、その財源確保のために赤字公債の本格的膨張を不可避にするが、そのような公債累積はいうまでもなく国債費を押し上げていく。ざっとその推移をみると、31年には214百万円(15%)と

なって一旦は21.5%減を呈した後、満州事変を契機として再膨張へと転じ、その後は、32年＝241百万円(12%、12.9%増)→33年＝335百万円(15%、38.6%増)(第4表)という激増過程が持続するといつてよい。こうして、国債費は、軍事費とスペンディング財源のための公債累積を背景として拡張を遂げたのであり、まさにその点で、高橋財政が、「公債累積に依存した積極財政」であった事実が明瞭に論証可能ではないか。

このようにフォローしてくれば、高橋財政における、「財政スペンディング機能」のその立脚点はまさしく「公債動向」にこそ還元される——と判断しても決して過言ではないことが分かる。したがって3つ目に、(c)「公債動向」にも立ち入ったメスを加えておく必要があるが、その「発行システム・引受方式・消化状況」などに関してはすでに日銀との関係で指摘し終えたので、ここでは、主に「公債発行規模」にこそ強い焦点を当てておこう。そこでまず最初に(イ)「国債発行総額」(百万円)推移から追っていくと、周知の「井上財政」の非募債主義によって30-31年に縮小をみた後、特に満州事変費の調達を中心として、32年から国債発行の膨張が始まる。すなわち、国債発行総額は32年＝200から33年＝1215へとまず6倍増を遂げるが、その後も、34年＝915→35年＝1047→36年＝3059(第2表)というプロセスを踏んで、まさに増大の一端を辿った。しかもそれに加えて、他方で特別会計でも公債発行が実施されたから、その結果、それらを含めた国債発行総額は、この32-36年間に実に64億円にも達したこととなる。まさに凄まじい国債発行の膨張というべきであろう。

そのうえで次に、このように巨額化した国債発行の(ロ)「内訳」(百万円、%)にまで立ち入ると、いうまでもなく、「新規発行-借換え」間の比率こそが問題をなす。というのも、「借換え」が既に発行されてしまった国債のいわば「後始末」に関わるのに対して、「新規発行」こそが、国債発行の膨張性を示すまさにその主導的側面に他ならない——からである。そこで、この点を念頭に置いて両者の相互関係を追っていくと、例えば以下のような図式が手に入る。すなわち、32年＝「新規」200(構成比100)―「借換え」(0)→33年＝1162(95.6)―53(4.4)→34年＝660(72.1)―255(27.9)→35年＝780(74.4)―267(25.6)→36年＝811(26.5)→2248(73.5)(第2表)という推移であるが、ここからは、以下の2側面を直ちに検出可能なように思われる。最初にまず1つは、(A)30年代

前半期では「新規」の圧倒的なウエイトの高さが目立ち、したがってそこからは、高橋財政局面における「国債発行エネルギー」の高度性がいうまでもなく確認されてよい。それを裏側からいえば「借換え」比重の消極性を意味するが、それが、「民間消化の順調性＝国債の非累積化」の端的な表象の証明である点にも異論はあり得まい。それに比較すると、(B)36年を画期として今度は「借換え」比率の急上昇こそが特徴的になってこよう。いうまでもなく、繰り返し指摘した、景気回復に起因した、「民間消化の停滞＝国債累積化」の証左以外ではあり得なく、景気回復とともに、国債新規発行の必要性が低下する反面で、既発行国債の累積傾向が表面化してきたわけである。こうして、(C)「景気動向－国債発行内訳」の連動性がまさに見事にみて取れよう。

最後に、国債発行に関する以上のような動向を、(ハ)「国債依存度」(%)の方向からも点検しておきたい。そこで、「歳入総計」における「公債・借入金」の比率フォローを試みると、それは以下のような軌跡を描く。すなわち、井上財政期には30年＝2%→31年＝8%という極めて低いレベルに止まってきた「依存度」は、高橋財政局面に入ると、国債発行の巨額化に対応して、直ちに、32年＝32%→33年＝32%→34年＝33%→35年＝30% (第6表) という3割を超過する高水準レベルに張り付く。そして、その後も、国債発行がピークを越える36年になってもまだ26%をも維持しているから、この「依存度」の長期高原状況には驚きを禁じ得ない。改めて、高橋財政の、その「国債依存性の高さ」こそが強調されるべきであって、高橋財政における、「資本蓄積促進策」発動のその緊急性が取り分け印象的ではないか。

最後に、「資本蓄積促進策」の第3ルートとしては、③「産業政策」も無視できない。そこで1つ目としては(a)「貿易政策」²¹⁾が重要であるが、最初に(イ)「為替政策」はどうか。その前提として、まず(A)「背景」をざっと概観しておくと、いうまでもなくそのポイントは、31年12月「金輸出再禁止」を契機とした為替相場の崩落にある。具体的には、再禁止直前には49.375ドルとほぼ平価に近かった対米相場は、再禁止後のわずか2週間余りの間に大幅に下落して実に34ドル水準にまで至ったから、これが様々な波紋を呼んだのは当然といってよい。そして、その意図せざる結果として、この為替低落は「輸出拡大→景気回復」への刺激剤となっていくが、その場合、この為替暴落の原因として重要な

第6表 一般会計歳入内訳(1930~37年度)

(単位:百万円, %)

年度	租税および 印紙	専売益金	官業・官有 財産収入	公債・ 借入金	前年度 繰入金	その他	計
1930	(57) 905	(12) 198	(18) 290	(2) 38	(6) 90	(5) 76	(100) 1,597
1931	(52) 801	(12) 190	(18) 282	(8) 120	(3) 39	(6) 98	(100) 1,531
1932	(37) 762	(9) 178	(14) 289	(32) 660	(3) 54	(5) 102	(100) 2,045
1933	(35) 822	(8) 179	(14) 316	(32) 753	(4) 95	(7) 166	(100) 2,332
1934	(41) 921	(9) 193	(3) 73	(33) 743	(3) 77	(11) 241	(100) 2,247
1935	(44) 1,004	(9) 198	(4) 84	(30) 678	(4) 84	(9) 211	(100) 2,259
1936	(48) 1,146	(9) 215	(4) 92	(26) 610	(2) 53	(11) 256	(100) 2,372
1937	(52) 1,525	(9) 258	(4) 110	(21) 605	(3) 90	(11) 327	(100) 2,914

(出典)日銀, 前掲『明治以降本邦主要経済統計』132~133頁。

のは、1つには「満州事変を契機とした財政膨張＝インフレ進行」であり、またもう1つは「投機筋による思惑的な円売り・資本逃避」に他ならなかった。その点で、為替暴落のまず直接的要因がかかる内外諸条件の重奏化にあった点は否定できないとはしても、これが数年間持続して「低位安定化」をみた裏側には、むしろ政府による一定の政策的意図もまた濃厚だったというべきであろう。つまり、この為替低落過程に対して政府がとった根本的な姿勢は「放任」という以外にはなく、まさにそれを通して、この低落を支持したと判断せざるを得まい。

そのうえで、(B)「為替低落のプロセス」を追うと、例えば次のような経過を辿った。すなわち、先に指摘した如く31年末に34ドル台に急落するが、その後32年に入っても下落は停止するところを知らず、年末にはとうとう市中相場は20ドルの大台をも割り込むに至る。事実、32年11月末には最低相場が発現して $19\frac{7}{8}$ ドルが記録されたが、まさにこの水準は再禁止直前の $49\frac{3}{8}$ ドルと比べて $29\frac{1}{2}$ ドルの惨落に相当するから、この期間に実に60%もの下落を経験

したことになる。そして、この「低位傾向」は33年3月のアメリカ金本位制停止の時点まで続いた以上、その意味で、「低位安定化」というしかなかった。

周知のように、「政府の為替政策について……全く人為的にどうするのでなく為替相場の成行に任せたいと思っている」という高橋是清蔵相の有名な言葉が残っているが、しかし政府が何の手も打たなかったわけではない。そこで(C)「政府の対応」にも目を向けておくと、例えば、(I)「産金の時価買上げ」(32年3月)——国内金産業奨励を通して為替相場の安定化を目指すもの、(II)「資本逃避防止法」(32年6月)——金の現送とともに為替の激動防止を目的とするもの、(III)「外国為替管理法」(33年3月)——外国為替取引に対する取締り強化を通して為替低落防止を意図したもの、などが目立つ。しかしトータルには「放任」基調がなお強く、むしろその弊害を緩和しようという性格に止まるかぎり、全体としては、「為替低落→輸出促進→景気回復」を目指す「産業政策」的指向がやはり強い。

続いて「貿易政策」の第2パターンとしては(ロ)「対外通商政策」²²⁾が指摘されてよい。つまり、以上まででフォローしてきた「低為替放任→輸出拡張」はいうまでもなく他国からの強烈な反撃を呼び起こしたが、かかる為替ダンピングに伴う貿易障害への対処策として表面化したのが、「通商政策」の発動であった。そこで最初は(A)「新通商条約」(34年7月)だが、周知の通りこれは対インド通商交渉の結果であり、その背景としては、インドによる日本製品への強力な防圧手段行使が重要といってよい。すなわち、インドはオタワ協定成立直後に綿布輸入関税の差別的引き上げを実施し、日本製品に対しては英国品の倍額に当たる従価50%をすでに課していたが、日本の為替ダンピング進行に直面して一層の硬化が進む。具体的には、33年4月に日印通商条約が破棄されただけではなく、さらに6月には、綿布関税従価75%という禁止的レベルへの引き上げさえもが着手された。これに対して、日本はインド綿の不買という対抗措置を採るとともに、交渉を経て結局34年7月には、この「新通商条約」締結(日本の対印綿布輸出量の割当制化と輸出最高限度の4億ヤードへの規制化)に漕ぎ着けたわけである。これが対外通商条約締結の嚆矢をなしたといってよい。

そのうえで、次に注目されてよいのが(B)「通商擁護法」(35年7月)ではないか。よく知られているように、これはカナダとの通商協定だが、その背後に

は、オタワ協定直後の輸入関税率引上げの他、カナダによる、「為替ダンピング税・国内産業保護税」などの対日輸入防圧措置があった。このようなカナダの対抗手段に対してその圧迫の緩和を要求したが合意には至らず、そのため日本は、35年7月にこの「通商擁護法」の発動に踏み切っていく。その場合これは、カナダから輸入される「8品目」に関して向こう1年間に亘り現行税率に付加して従価50%を増課する——という強硬なものだが(貿易協定の成立のため35年12月に発動停止)、その点でここには、対日貿易障害に対するヨリ踏み込んだ対応への転換がみて取れよう。

そして最後に(C)「新通商協定」(36年12月)も興味深い。すなわち、いまみた「通商擁護法」は36年6月にはオーストラリアに対しても発動されたが、これによって、日豪両国の貿易関係は対立状態のまま頓挫状態を余儀なくされる。まさにその打開を目指して成立したものがこの協定であって、通商擁護法の発動を停止したうえで、「羊毛と綿布・人絹布とをリンクさせるバーター・システム」を採用する点——にこそ、その主内容があった。

こうして、貿易摩擦に対応したいいくつかの「対外通商政策」が発動をみたが、それを通してこそ、「為替下落→為替ダンピング→輸出激増→景気回復」という、高橋財政期の景気回復対策が補完されていったのは自明であろう。まさに「産業政策」の、その1類型に他なるまい。

以上を前提にしたうえで、貿易政策の第3ルートとして(ハ)「関税政策」にも触れておきたい。もっとも、いま概観した通商政策にもすでに「関税政策」の一環が含まれているのはもちろんだが、ヨリ直接的な関税政策としては以下の点が無視できない。すなわち、32年以降、国内産業保護のためにいくつかの関税改定が進捗をみるか、その中軸には、「24品目の輸入関税率引上げ」と、「その他従量税品目の税率一律35%引上げ」とがあった。そして、その中でも特に重要なのは「銑鉄関税引上げ」であって、それは、「帝国防衛」の思惑から国内製鉄業保護を主眼にしており、その結果、——次にみていく——八幡製鉄を中心とした官民の製鉄合同および日本製鉄設立への基礎固めたる役割を果たしていくことになる。

まさにその意味で、「低為替＝貿易政策の土台」と「通商政策＝貿易政策の外枠」とに対して、この「関税政策」こそは、「貿易政策のその「運営手段」」をなし

たと総括可能なように思われる。したがって、この3つからなる「貿易政策」が産業政策のまず第1領域だといってよい。

続いて取り急ぎ、「産業政策」の第2エリアとして、2つ目に、(b)「重要産業統制法」(31年8月)という基本法的枠組みへ移ろう。そこで最初に(イ)その「主要内容」から入ると、端的に言えばこれは何よりも産業統制を旨とするが、もちろん政府の直接的統制ではあり得なく、特に大企業を対象として、民間の自主的統制に対して政府がその法制的規制を加える——点にこそその基本的主眼があった。やや具体的に図式化すれば、例えば(A)主務大臣の指定する産業に関して、生産者または販売者がカルテル協定(生産制限・操短・価格・販路・数量協定など)を実施した際に、それが同業者の半分以上を包括した場合には、主務大臣への届出をまず義務付ける。そのうえで、(B)この協定参加者の三分の二以上の申請があり、しかも主務大臣が「当該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ国民経済ノ健全ナル発達ヲ図ル為特ニ必要アリト認ムルトキ」(第2条)には、アウトサイダーにも、協定条件の全部または一部の遵守を命じ得る——とされた。したがって、(C)これは、政府がカルテルの形成そのものを強制するわけでも、またカルテル協定の内容を決定しようというのではなく、ただ一定条件の下で、政府が、カルテルの規制をアウトサイダーにも強制し得るとした点に、その「権力作用」が確認できるのだと考えてよい。しかしそうだとすると、これが、日本資本主義の危機下にあつて、景気回復を目指した「国家の組織化」の、その象徴的体制としてもった意味は極めて大きかった。

そのうえで次に(ロ)その「実態」にまで目を移すと、何よりもその適用範囲の拡大推移が目につく。その点で、不況深化に対応した、この「重要産業統制法」に関するその利用必要性の進展が窺えるが、その適用拡大はおおまかにいって以下の3ステップを踏んだ。まず最初は(A)スタート時点であつて、制定当初は、綿糸・絹糸紡績・人絹・洋紙・板紙・カーバイト・晒粉・硫酸・塩素・硬化油・セメント・小麦粉・銑鉄・合金銑・棒鋼・山形鋼・鋼板・線材・銅または真鍮の圧延板など19部門に亘った。まさに「重要産業」がほぼ網羅されているが、次は(B)「32年段階」であつて、それらに硫化炭素・精糖・揮発油の3業種がさらに加えられてその進行が進む。しかしそれだけではない。そのうえで(C)「34年段階」でも一層の拡大が実現し、そこでは麦酒・石炭の2

部門が入ったから、これら全てで実に24部門にまで及んだ。こうして、「重要産業」がもれなくその網の目に捉えられていく。

そうであれば、最後に(ハ)その「意義」がこう整理されても大過あるまい。以上の帰結として、34年時点までで、日本の重要産業部門には、カルテル形成促進の法制的枠組みがほぼできあがったのであるが、それに向けた政府の体制的意図が以下の点にこそあった点はいうまでもなく明瞭であろう。すなわち、金解禁政策に加えて恐慌の打撃をも受けた日本の重要産業に対して、独占体制の形成促進を通してこれをサポートしつつ、国際競争力を強化せしめること——これである。まさにその意味で、この「重要産業統制法」が、高橋財政における「産業政策」の一環となりつつ、その景気回復機能を果たしたのは明白なわけである。

それと並んで「産業政策」の第3経路として無視できないのは、3つ目にいわば(ロ)「個別的産業立法」に他ならない。その場合、この方向からして最も重要なのは、いうまでもなく(イ)「日本製鉄の成立」(34年1月)であろう。やや具体的に追うと、まず(A)その「背景」だが、その焦点には、進行しつつある戦時経済における「鉄鋼業の重要性」と、昭和恐慌における「鉄鋼業危機の激烈性」とがあった。まず前者については、「投資規模の巨大性」および「原料確保の困難性」という点からして贅言を要しないから、後者についてのみいえば、第1次大戦を契機として、国家の奨励によるカルテル組織化を通して不況に対応するという策がまず講じられてきた。しかし、世界恐慌に直面して発生した日本鉄鋼業の危機が、カルテルや関税による保護政策ではおよそ解消不可能である点が明白になるにつれて、最終的には、「大トラストの成立」要請が浮上してこざるを得なくなる。まさにかかる「鉄鋼業危機の深刻性」こそが、景気回復をも睨んで、日鉄成立の背景をなしていく。

そこで次に(B)その「経過」だが、まず30年には、「官営製鉄所および民間製鉄所を打って一丸とせる大同同会社を設立(する)……外適当なる方策あるを見ず」という「臨時産業審議会」答申が出されたが、ついで直ちに翌31年には、この答申を受けて、企業合同案が臨時産業合理局に早速提案されていくことになる。こうして、製鉄国策の確立が急務とされるに至るのであり、まさにこれを受けてこそ、33年の第64議会に「日本製鉄株式会社法案」が提出をみたわけである。その後、議会審議一成立を経て、34年1月に日鉄は創立される。

そのうえで(C)その「内容」が目されるが、結論的には、その成果は、当初の構想を大幅に下回る以外になかった。というのも、最初のプランでは、官営八幡製鉄所を中心として銑鉄5社・製鋼6社を合同する構想であったが、時あたかも軍需インフレによる好況に浴していた製鉄各社はその分だけ合同への意欲を無くしていたため、当初の合同計画は容易には進捗しなかった——からに他ならない。結局、各社の評価額を著しく水増しせしめて、辛うじて八幡製鉄所・輪西製鉄・釜石鉱山・富士製鉄・三菱製鉄・九州製鋼の「1所5社」の合同へと辿り着き、ようやく「日本製鉄株式会社」はその成立を実現していく。

その点では、日本最大の「鉄鋼トラスト」として成立したこの日鉄も、「製鉄事業と製鋼事業を有機的体制のもとに結合し、鉄鋼生産費の低減を図る」という第一義的目標からすれば、いわば程遠い成果といわざるを得なかった。しかしそれでも、34年段階でこの日鉄は、全国生産高の、銑鉄95.5%、鋼塊52.5%、鋼材43.9%をも占めた以上、それが、鉄鋼業界において圧倒的な優位性を発揮したことは当然であり、その意義は極めて大きい。

そのうえで、第2の「個別的産業立法」としては(ロ)「工業組合法」(31年)が指摘されてよいが、これは、25年に制定された「重要輸出品工業組合法」を源流にしている。すなわち、これは元来、輸出向けの中小工業につき、品質・規格などに統一を与える——点にその主眼があったが、この新法への切り替えによって、国内向けの中小工業に関してもその立法趣旨の拡張が目指された。まさにそれを通して、国内向けの中小企業も、政府の指定を受けた場合には、工業組合を設立したうえで、品質・規格・経営の制限における特殊権限の保有が承認されていったわけである。中小企業保護への新政策発動といってよい。

最後にもう1つ(ハ)「輸出組合法」(31年)にも一瞥を与えておこう。これも先の「重要輸出品工業組合法」と並んで25年に制定されているが、31年にその一部が改正に至った点が背景をなす。そしてこの改正によって、主務大臣の指定する重要輸出品に関しては、品目別あるいは仕向国別に輸出組合(一種の輸出カルテル)を作らせ、それを媒介にして輸出のカルテル統制を実施させる——ことが目指されたと考えてよい。まさしく、本質的には、中小企業を対象とした、輸出面における「産業政策」だと判断する以外にはあるまい。

[2]階級宥和策 取り急ぎ、「高橋財政」の第2側面を構成する(2)「階級宥和

第7表 推定失業者数および
失業率の推移

	失業者数	失業率
1931	413	5.92%
32	489	6.88
33	413	5.66
34	374	5.01
35	356	4.66
36	340	4.35
37	299	3.76

(出典)内務省社会局『失業状況推
定月報』による。

策]へと視角を転じるが、まず第1は何よりも
①「対労働者立法」こそが重要であろう。そこで
最初に1つ目として、全体の前提をなす(a)「労
資関係」²³⁾展開を押さえておき、(イ)その「入
り口」には「失業動向」がくる。そこで失業者(千
人)の推移に目を凝らすと、例えば31年=413
(失業率5.9%)→32年=489(6.7%)→33年=413
(5.7%)→34年=374(5.0%)→35年=356(5.7%)
(第7表)という数字が刻まれていく。したがっ
て、恐慌の打撃による失業の激増は、30年代前

半からの景気回復によって表面的には減少に向かうものの、それにしても継続してなお5%を超過する失業率に呻吟を余儀なくされる以上、高橋財政が直面した失業のダメージは極度に大きかったといわざるを得まい。こうして、日本資本主義にとって、この大量の失業問題はその1つの体制的課題になっていくわけであり、その点でそれが、高橋財政期・階級宥和策の基軸的底流を形成するのはいわば自明だといえよう。そのうえで、「労資関係」を規定する次の要因は、いうまでもなく(ロ)「労働組合運動」に他ならない。そこで組合の組織状況から追うと、29年=組合数630(331千人、組織率6.8%)→31年=712(354千人、7.9%)とまず急増をみるが、ついでその後も、32年=932(378千人、7.8%)→34年=965(388千人、6.7%)→36年=973(421千人、6.9%)という顕著な増加を記録し続ける(第8表)。その点で、労働組合組織の持続的な広がりが一目瞭然だといってよいが、しかしそれだけではない。しかも、その組織拡大を土台にして労働争議も急テンポで拡大を実現したのであり、例えば、30年=2289件(参加人員192千人)→31年=2456(1551千人)とまず高い水準に乗った後、その後も、32年=2217(123千人)→34年=1915(120千人)→36年=1975(93千人)(第9表)という高原状態が続く。したがって、20年代をはるかに越える争議が発生し続けていくのであるが、まさにその点で、20年代末→30年代前半にかけて、恐慌とその回復を巡って、争議発生的一大ピークが形成されたこと——が明瞭であろう。こうして、「組合増加→争議拡大」という「生産点状況」こそが、階級宥和策進行の基礎条件を作っていく。

第8表 労働組合組合員数

(1931~37年)

	労働組数	労働組合員数	労働者総数	組織率
1931	818	368,975	4,670,270	7.9
32	932	377,625	4,860,276	7.8
33	942	384,613	5,126,719	7.5
34	965	387,964	5,764,277	6.7
35	993	408,662	5,906,589	6.9
36	973	420,589	6,090,116	6.9
37	837	395,290	6,432,333	6.2

(出典) 社会局調査。

第9表 労働争議件数および参加人員

	労働争議			同盟罷業工場閉鎖		
	件数	参加人員	1件当り参加人員	件数	参加人員	1件当り参加人員
1931	2,456	154,528	63	998	64,536	65
32	2,217	123,313	56	893	54,783	61
33	1,897	116,733	62	610	49,423	81
34	1,915	120,307	63	626	49,536	79
35	1,872	103,962	56	590	37,734	64
36	1,975	92,724	47	547	30,900	56
37	2,126	213,622	100	628	123,730	197

(出典) 同上。

さらに以上のような生産点の実体構造は、続いて(ハ)「企業内労資関係」へと反射せざるを得ない。すなわち、この側面は以下の2面から指摘可能であって、まず一面では、特に大企業を中心にして、「終身雇用制一年功序列型雇用」の定着が進む。いうまでもなく、重化学工業部門における熟練工不足に起因して、労働者の企業内確保が不可避となるからであるが、これが、賃金体系の有利性や企業内福利制度の拡充を促しつつ、他方の、「臨時工・下請層」における劣悪な労働条件との間に、明確な「二重構造」を惹起させたのはいわば当然であった。そのうえで他面では、このような大企業の封鎖的労働市場の中でこそ、「協調的労資関係」のまさに「骨抜き」が進行する以外になかった。すなわち、工場委員会制度の掘り崩し化が加速されるのであって、具体的には、例えば、会議様式における「議事制から懇談制への後退」・「議案件数の減

少」の他、協議内容面での「労働条件問題の協議・懇談テーマからの排除」などの改悪が明らかに目立つ。こうして、工場委員会制度が労資協議の一応の舞台としての役割さえ喪失していくのであり、協調的労資関係が「空洞化」に見舞われたといつてよい。まさに「階級宥和策」伸展のその初期的条件が構築されていく。

このような前提を受けて、2つ目に(b)「労働立法」の個別的展開へと移ろう。つまり、恐慌と景気回復の中で社会政策型施策の進展がみられる点であつて、高橋財政にもとづくスペンディング政策と連動した、「法令面での労働者対策」＝「労働立法」が実施をみる。そこで最初は(イ)「救護法」(32年)であるが、恐慌による国民生活状況悪化への処置として、遅まきながらいわゆる貧困者対策が出てくる。その内容が、先進国の救貧法制と比較して著しく見劣りするのはいまでもないが、それでも、以下のような内容が一応は盛り込まれていく。すなわち、65歳以上の老衰者、13歳以下の幼者、妊産婦、不具廃疾・疾病者・傷痍者など、労働に従事できずかつ扶養義務者が扶養能力を欠く貧困者に対して、生活扶助・医療費扶助などの公的扶助を拡大適用すること——が可能になつた。こうして、不十分ながらも、失業対策が、救貧対策という側面ではいわば裏側から補足・拡張されたと考えてよい。そして次は(ロ)「労働者災害扶助法」(32年)に他ならず、同じ救貧対策がいわば生産現場視点から立法されていく。すなわちこれは、従来は工場法や鉱業法から除外されていた土木・建築・荷役労働者を対象として、事業者を扶助責任者としながら業務上の傷病・死亡に対してその保障を義務付ける——ものであつた。したがつてその意味で、この法制も現場労働者に対するいわば社会政策的国家組織化の一環である点は明白である以上、これが、高橋財政期・階級宥和策発動の一構成部分であつたことも当然だといふべきであろう。

それに加えて、このような系列に位置づけられる国家労働政策として、他に(ハ)「労働災害保険法」(31年)および「退職積立金及退職手当法」(36年)の制定なども指摘されてよいが、これらが、階級宥和策の周辺整備を意味するのは明白ではないか。したがつて、この30年代の労資関係としては、協調主義的方向が全面的に解体に向つたわけでは決してなく、——20年代の延長線上に——むしろそれを基本前提にしてこそ進行した点がみて取れる。

しかしそれを認識したうえで、高橋財政期に当たるこの30年代において、

3つ目として、(c)「国家主義的労働政策」²⁴⁾勃興が並進した点も決して否定し得ない。そこで、まず(イ)その「背景」が注目されてよいか、それは、35年段階から進行した、概ね以下の3点に集約可能なように思われる。すなわち、(A)英米などとの国際緊張の激化が国内階級対立の封じ込めと国民統合化とを一層強く要請したこと、(B)公債民間引受け＝消化の困難化→インフレによる賃上げ要求を抑え込むために、国家主義的統合による労資関係の再編が求められたこと、(C)天皇機関説排撃＝国体明徴運動の発生とも対応しつつ、国務大臣への新官僚の登用が実現して社会局理念が変化したこと、これである。まさに過渡期状況の発現であった。

そして、このような35年段階以降の条件変化は、(ロ)「労働運動潮流の変質」を直ちに呼び起こさざるを得ない。すなわち、労働運動およびそれにつながる左翼運動に対する弾圧が取り分け強化された時期こそこの30年代だったことも否定できないのであり、一方での協調主義路線の進行と同時に、他方では左翼労働運動への弾圧もが顕著になっていく。そして、このような対左翼弾圧強化の帰結たる、左翼労働運動の影響力減退のまさに間隙を縫って伸張したものこそ右翼組合勢力であって、それは、この30年代にその一定の基盤を固める。例えば、32年9月の「日本労働組合会議」(28万人)をまず嚆矢としてその組織化をスタートさせた後、さらに36年4月には「愛国労働組合全国懇話会」(8万人)の結成へと結実していった。こうして、国家主義的・日本主義的労働運動戦線の形成と展開とが活発化する。

そうであれば、(ハ)その「帰結」はこう整理可能であろう。すなわち、高橋財政期の対労働者政策は、一面では、「階級宥和策」としての機能を端的に発現していったが、しかし、その性格だけによる、事態の単色化は不可能だといふしかない。なぜなら、この30年代労働政策のもう1つの顔として、左翼労働組合の弾圧と国家主義的・日本主義的労働運動の助長という性格をも持った——からに他ならず、まさにこのような「複合的性格」にこそ、30年代・対労働者政策におけるその本質が求められよう。換言すれば、30年代には、協調主義的路线の後退と国家主義的・日本主義的路线支配化とがまさに重奏化して進行したというべきなのであるが、それが、やがてファシズム型労働政策へと帰結するのはいわば自明のことであろう。そしてこの側面にこそ、

「日本型・階級宥和策」のその基軸がある。

引き続き第2に、階級宥和策のもう1つの側面を構成する②「対農民政策」²⁵⁾へと視角を転換していこう。そこでまず1つ目として、農民政策全体の基本前提をなす(a)「小作争議」動向から入っていくと、最初に(イ)その「件数」は以下のような軌跡を描いた。すなわち、31年=3419→33年=4000→35年=6824→37年=6170(第10表)と動くから、ピークの34・35年には31年の実に2倍にも達している。その点で、昭和恐慌→農村窮乏の深化が小作争議の激増を惹起している連関が一目瞭然だが、それが、農民運動における運動強化の直接的反映とはいえない点にも注意を要する。なぜなら、この小作争議の件数は、以下のように「小作人組合」および「組合員」の拡大には必ずしも繋がってはいない——からであって、それらは以下のように動いた。つまり、まず「組合数」が、33年=4810を頂点にしてそれ以降は35年=4011→37年=3879(第10表)と目立った減少へ転じているのに加えて、ついでそれと連動する形で、「組合員数」(千人)も303→242→227(第10表)という顕著な縮小傾向へと移っている。こうして、小作争議の最盛期がまさに32-33年という高橋財政

第10表 小作争議の概況

	小作人組合		小作争議			
	組合数	組合員数 (1組合平均)	件数	関係小作人 (1件平均)	関係地主 (1件平均)	関係面積 (1件平均)
		千人		千人	千人	千町
1931	4,414	306 (69.4)	3,419	81 (23.7)	24 (7.0)	60 (17.6)
32	4,650	297 (64.0)	3,414	61 (17.9)	17 (5.0)	39 (11.4)
33	4,810	303 (63.0)	4,000	48 (12.0)	14 (3.5)	31 (7.8)
34	4,390	276 (61.5)	5,828	121 (20.8)	34 (5.8)	86 (14.8)
35	4,011	242 (60.4)	6,824	113 (16.6)	29 (4.2)	71 (10.4)
36	3,915	229 (58.5)	6,804	77 (11.3)	23 (3.4)	46 (6.8)
37	3,879	227 (58.6)	6,170	63 (10.2)	20 (3.2)	40 (6.5)

(出典)『昭和14年小作年報』による。

期にある点が検出可能であり、それを越えると、農民運動としての内実はむしろ弱体化へと向かうことが明瞭であろう。

そしてこのような図式は、次に(ロ)「争議規模」の点からも同様に確認されてよい。事実、いま「1件関係小作人—1件平均関係地主」(人)を追ってくと、例えば以下のような数字が拾える。つまり、31年=23.7-7.0→33年=12.0-3.5→35年=16.6-4.2→37年=10.2-3.2と収縮を続ける以上(第10表)、特に33年を分水嶺として、小作争議のダイナミックさは大きく減殺され始めていったことがよく分かつた。その場合、このような農民運動エネルギー低下の背景については、地主経営悪化による地主攻勢の高まりや農民運動組織の分裂・弱体化の比重がもちろん大きいだが、それに加えて、30年代・農村救済政策のある程度の浸透とそれに立脚した農家経済の一定の立ち直りというファクターも決して無視はできない。

そのうえで、この小作争議エネルギーの低下は、さらに(ハ)争議に関する「原因と結果」の現状にも端的に反射していく(第11表)。すなわち、まずその「原因」に関しては、34-35年不作時での一時的な「小作料減免」を別にすると、最も比率が高いのは、「土地取り上げ」に起因する「小作の継続・賠償」であって、31年=39.9%→33年=57.5%→35年=44.8%→37年=57.0%と5割を超えるに至る。その意味で、むしろ、「地主側のイニシアティブ上昇」と「小作側の受け身化=インパクト低下」という争議構図が明白なのに対して、小作側からの攻勢を示す「小作料・一時減・永久減」の比率は、51.9%→28.6%→39.9%→25.1%となって明らかに低落していく。しかもその点は、「結果」の点からも同様に指摘可能であって、「要求貫徹」の持続的な減少(12.2%→13.1%→5.6%→4.5%)と——それとは裏腹な——「妥協」の顕著な増加(60.7%→64.2%→75.2%→78.2%)とになって鮮やかに表面化していよう。こうして、この「結果」の方向からしても、30年代小作争議がまさに高橋財政期にこそその頂点を経験したこと——が明瞭であって、それこそが農業政策へと連結する。

したがって、2つ目として(b)「農村不況対策」の展開が重要だが、まず(イ)その「背景」を押さえておく必要がある。その場合に基礎認識をなすのは「農地政策」の位置づけに他ならず、結論的にいえば、農地政策はこの30年代には目立った動きを示さない。というのも、すでに確認したような、小作争議の社

会的インパクト低下などの作用もあって、小作問題を土地政策として処理するという農政のスタンスは大きく後退を余儀なくされた——からに他ならず、農政の方向性に一定の変容が進行する。したがってその意味で、まさにこのような農地政策の性格変化こそが、それとは逆相関的に、「農村不況対策」の重視に連結したのは当然であった。こうして、「農業—農村問題」を、土地政策ではなく、高橋財政の一環として、むしろ直接的な財政・金融的処置を媒介にしてその問題処理を目指す方向——こそが焦点になってこよう。それこそが、まさに「農村不況対策」に他ならないといってよい。

そこで早速、「農村不況対策」の(口)「展開」へと立ち入ると、それは大別して以下の3パターンに整理し得る。つまりまず1つは(A)「救農土木事業」であ

第11表 小作争議の原因と結果

		1931	32	33	34	35	36	37
原因	小作料値上反対	114 (3.3)	60 (1.8)	89 (2.2)	125 (2.1)	126 (1.8)	147 (2.9)	196 (3.1)
	小作料一時減	1,609 (47.0)	1,267 (37.1)	1,013 (25.4)	2,168 (37.2)	2,616 (38.4)	1,621 (23.8)	1,318 (21.4)
	小作料永久減	166 (4.9)	121 (3.5)	127 (3.2)	109 (1.9)	105 (1.5)	213 (3.1)	230 (3.7)
	産米検査込米反対	27 (0.8)	16 (0.5)	56 (1.4)	77 (1.3)	30 (0.4)	86 (1.3)	51 (0.8)
	小作の継続・賠償	1,363 (39.9)	1,468 (43.0)	2,305 (57.5)	2,668 (45.8)	3,055 (44.8)	3,674 (54.0)	3,509 (57.0)
	その他	140 (4.1)	482 (14.1)	410 (10.3)	681 (11.7)	892 (13.1)	1,013 (14.9)	866 (14.0)
	妥協	2,078 (60.7)	2,101 (61.6)	2,568 (64.2)	3,764 (64.6)	5,131 (75.2)	5,162 (76.0)	4,824 (78.2)
	要求貫徹	417 (12.2)	481 (14.1)	523 (13.1)	922 (15.8)	381 (5.6)	294 (4.3)	277 (4.5)
結果	要求撤回	83 (2.4)	61 (1.8)	92 (2.3)	157 (2.7)	160 (2.3)	167 (2.5)	107 (1.7)
	自然消滅	26 (0.8)	53 (1.5)	56 (1.4)	76 (1.3)	82 (1.2)	72 (1.1)	76 (1.2)
	未解決	815 (23.9)	718 (21.0)	761 (19.0)	909 (15.6)	1,070 (15.7)	1,109 (16.1)	886 (14.4)
	総件数	3,419 (100.0)	3,414 (100.0)	4,000 (100.0)	5,828 (100.0)	6,824 (100.0)	6,804 (100.0)	6,170 (100.0)

(出典) 前表と同じ。

るが、これはこの時期に新しく出現したもので、次のような2側面の狙いをもちながら、31年から34年までの4年間においていわば限定的に実施された。まず一面では、土地改良・道路整備・水利改善などを通して農業生産力を高めつつ、それによって、農村経済力を全体として強化する点が意図された。その点で、農村を基盤としたまさに古典的な「生産政策」以外ではないが、しかし、それと並んだより現実的意図としては、むしろ農村土木事業の実行を通して可能になる、農民への現金収入確保こそが主に指向されたと考えてよい。したがって、あくまでも彌縫策に止まったとはいえ、この「救農土木事業」が、機能的には、財政スペンディングに媒介された一種の「現代的景気政策」におけるその「農業版」たる性格を持った点——は決して否定できないのではないか。その意味で、まさしく高橋財政の一環なのである。

そのうえで、2つとしては(B)「負債整理事業」が注目を引こう。これは33年3月の「農村負債整理組合法」に立脚しているが、具体的には、部落単位に負債整理組合を設置したうえで、そこを対象にしつつ、政府が預金部から低金利資金を融資することによって高利負債借換を促進しようとするものであった(31年=42百万円→33年=47百万円→36年=45百万円)。もっとも、その貸出には難しい条件が付けられたりしたため、本当に救済が必要な農民層にまでは浸透しなかったともいわれるが、恐慌のダメージを直接的に蒙ってその解体の危機に瀕している農村共同体に対して、その一定の「カンフル剤」的作用を果たした効果だけは軽視されてはなるまい。まさに「階級宥和策」の一表現だと思われる。

さらに「農村不況対策」の最後として(C)「農村経済更生運動」が指摘されてよい。これは32年から実施をみるが、政府が各年一定の指定村を決めて、そこに、経営改善・生活の自給化・貯蓄奨励・負債整理・産組の拡大などを課題とする更生計画を立てさせつつ、その計画に対して政府が援助する——ことがその骨子をなしていた。その場合、この運動の特質は、従来個別的に実施されてきた救済方を、中央から地方までを含めて統一的に立案・実施するための機構を整備しようとする点にあると見てよいが、それは結局、財政的負担を最小限にまで切り詰めるながら、旧来の伝統的な共同体秩序を再構成して利用しようとするものになっていよう。その意味で、何よりも、「階級宥和策」のいわば「精神型」ではないか。

こう考えてくると、この「農村不況対策」の(ハ)「意義」は最終的にこう集約

することが可能であろう。すなわち、「農政」展開としては、30年代に入ると、20年代に積極的な展開をみた「農地政策」に代わって、「農村不況対策」こそがまさに前面に登場してくると整理されてよく、その意味で、31年の「小作法の挫折」以降における、高橋財政期・「対農政策＝階級宥和策」の主流は、明確に「農村不況対策」へとその舵が切られるのだ——と。

最後に、「対農政策」の3つ目として(c)「農産物価格政策」の拡大が指摘されてよい。そこでまず(i)その「背景」だが、この30年代における農産物価格支持政策の一般的土台には、周知の米輸・移入制限があった。すなわち、これまでも、特に台湾・朝鮮などの植民地における米増産の制限およびその日本への輸入・移入の規制強化が進められ、それが20年代までの農産物価格政策の主流を形成してきたが、この30年代における農村窮乏の激化に直面して、それだけでは限界が免れない点がにわかには表面化してくる。この「米輸入および移入政策の限界」にこそ、30年代・農産物価格支持政策の新展開発現根拠があった。

ついで、その30年代新展開の(ロ)「内容」にまで立ち入ると、その焦点は、いうまでもなく、33年から「米穀法」が「米穀統制法」へと移行した点にこそ求められてよい。つまり、これによって、政府による価格支持操作の範囲と内容とが強化され、まず政府は、一定の価格帯の制限範囲に米価を引き止める義務を持つことになった。そして、その義務の履行を大義名分としてこそ、最終的には無制限の米の買入れと販売が実行可能になった——のはいうまでもない。まさにこの「米買入れ・販売の『無制限性』」という点に、この「米穀統制法」の基軸が還元されてよいが、しかしそれだけではない。それに加えてさらに、外地・植民地米の国内流入一価格低下を回避するために、34年5月からは植民地・朝鮮での産米増殖計画自体の中止が断行されたし、国内農業団体との関係では、産業組合を補助して米の売買経路の組織化もが促進された。その意味では、この「米穀統制法」にもとづく、「農産物価格コントロール」に関する政府介入の全面化こそが注視されるべきであって、これが、戦時統制期における「食糧統制過程」のいわば出発点をなしたのは当然であろう。

そこで最後に(ハ)その「意義」はどうか。そう考えると、この「米穀統制法」体制が、その後における、「農産物価格政策」進展の土台を形成した関係が重要であって、具体的には36年の「米穀自治管理法」制定こそがその画期をなし

た。つまり、この法律によって、産業組合による米の保蔵を認める方策発動が可能となっただけでなく、このような管理がさらに繭や青果物にまで拡大適用されたことも、極めて特徴的な事態だと判断されてよい。こうして、階級宥和策型の、政府による農産物価格支持体制は、この30年代に、その対象品目およびそのメカニズムに関して、極めて大きな拡充・強化が進展していったわけである。

以上、「労働者政策」および「農民政策」という2つのベクトルから、高橋財政期における「階級宥和策」展開をフォローしてきたが、その総括をも兼ねて、第3に③「日本型・階級宥和策の特質」について一定の整理を与えておきたい。その場合、議論の焦点は、30年代労資関係が無視し得ない基調転換を遂げている中で、それとの相互関係をどう把握すべきか——という点にこそあるが、最初に1つ目として(a)その「前提」をまず確認しておく、高橋財政局面を中心として、20年代後半から30年代前半にあっては、「階級宥和策」は以下のような基調でこそ展開をみた。すなわち、「労資ノ意思ノ疎通ヲ図リ融和協調ノ途ヲ構ズルハ産業平和ノ基調ナル」という認識の下に、国家が、労資の協調的關係を育てつつ、労資関係の改善に向けて積極的に介入することによって争議の未然防止を図る——という、まさしく「協調主義的方向」がその主流を担う。これこそ、社会局を中心として追及された階級宥和策の基本像であり、その帰着点には、労働組合を資本主義における1つの社会制度として「実質的には」容認しつつ、それを資本主義体制内に包摂しようとする——指向性が孕まれていたといつてよい。まさに「体制包摂型階級宥和策」の発現ではないか。

したがってそうであれば、まず30年代前半期には、以下のような特質を有した階級宥和策の進行こそがいわば一目瞭然だと思われる。すなわちそれは、——その程度と質はかなり落ちるとはいえ——ドイツ・ワイマル体制²⁶⁾やアメリカ・ニューディール体制において展開をみた、まさに「現代型労働政策」とその本質を共通にしていると意義付け可能なのだと。

しかしついで2つ目に、それは、30年代後半を分水嶺にして明確に(b)「変質」へと転じていく。すなわち、「国際緊張の激化＝国民統合要請強化」・「インフレ＝賃上げ要求の台頭」・「新官僚登用化＝社会局理念変化」などを要因として、労働政策における、「協調主義的路線の後退」と「国家主義的・日本主義的路線の支配化」とが現実化してくる。その意味で、30年代前半に進行した

「協調型・階級宥和策」の「変質」化が進行すると考えてよいが³、その場合に注意すべきなのは、「国家政策—企業内関係」相互の、その有機的関連に他なるまい。というのも、このような国家労働政策の、協調型から統合型への再編が³、一面では、すでにみた企業内部における協調的労資関係の「空洞化」に立脚し基礎付けられているとともに、他面では、その「空洞化」自体を確定しまさに完成させるもの以外ではなかった——からであって、まさにこのような有機的関連にこそ、階級宥和策体系のその構造的特質がみて取れよう。

そこで最後に3つ目として、「日本型・階級宥和策の特質」に関しては以下のような(c)「総合化」が浮上してくる。要するに図式的には、30年代国家労働政策は、「協調主義的方向」から「国家主義的方向」への再編化としてこそ集約可能だが³、しかしその際にくれぐれも重要なのは、何よりも以下のような枢軸点ではないか。具体的にいえば、30年代後半以降の、このような「変質型・再編型」にあっても、その根底レベルでは、一定の社会政策的施策をも展開する中で「団体的・集团的労資関係」が維持された——という側面であって、この基軸を重視すれば、そこから、次のような結論的命題が導出可能なのも当然であろう。すなわち、それは、いわば「歪められた」=「萎縮した」、「現代型労働政策」の「日本的な一変種」であったわけであり、まさにその意味で、日本の特殊条件の下で戦争遂行へ向けてその形成が目指された、「現代型労働政策」=「階級宥和策」以外ではなかったのだと。

[3]高橋財政期・現代資本主義の構造的特質 以上までで、高橋財政期の「資本蓄積促進策—階級宥和策」展開をそれぞれ個別的にフォローしてきたが、次にそれを前提にして、(3)「高橋財政期・現代資本主義の構造的特質」²⁷⁾という視角から、それへの最終的な総括を試みよう。そこで、最初に第1は①その「背景」が問題となるが、その決定的「契機」をなすのは、いうまでもなく「昭和恐慌」がもたらした体制的危機以外ではない。そこで、まず1つ目の契機は(a)「経済的危機」に他ならないが³、世界恐慌は日本資本主義においては何よりも「昭和恐慌」として波及・発現し、輸出激減を引き金にして、一方の資本蓄積面では、価格低下→企業収益悪化→倒産増加→株価暴落が進んで資本過剰が明白になったし、他面の労働市場では、失業増大→賃金低下→労働者生活困難化がスパイラル的に深刻化した。まさに「産業恐慌」の勃発であるが、し

かしそれだけでは止まらない。さらにそれに加重して、農業面でも、生糸輸出崩落→生糸価格暴落→米価暴落→農家経済悪化という形で「農業恐慌」としての色彩を強く持った。したがって、「産業恐慌」と「農業恐慌」との結合を通して、この昭和恐慌期に、極めて大きな「経済的危機」が進行したことは明白であろう。

それを前提として、「契機」の2つ目こそ(b)「政治的危機」以外ではない。その場合、日本のケースでは、「政治的危機」の表出はやや屈折した形態が採られた。もちろん、昭和恐慌下で労働争議・小作争議が盛り上がり、それが支配層によって「政治的危機」として認識されたのは否定できないが、それが、本格的な体制変革運動へと連動したとはやはりいえまい。そうではなく、むしろ、労働者・農民の反体制的エネルギーは、農本主義・青年将校などの危機意識を媒介として、例えば5・15事件などとなって噴出していくわけであり、まさにそのような形で「迂回」しつつ、普通選挙法によってそれなりに確立した「日本型議会政治」は、何よりも軍部の直接的暴力によって脅かされていく。その意味では、直接的経路ではなく、「農村の窮乏化→軍部への反映→直接的暴力→体制への挑戦」といういわば「間接的経路」を通してこそ、体制的危機につながるその「政治的危機」が生み出されたのだ——と考えてよい。したがってそれは、まさしく「反体制的エネルギーの屈折した表出」だというべきであろう。

そうであれば3つ目として、この「背景」は結局は以下のように(c)「総括」可能だと思われる。すなわち、以上のようにして、日本資本主義は——日本的独自性に潤色されてではあるが——この昭和恐慌期に、1つの「体制的危機のピーク」を迎えることになった。具体的にいえば、「昭和恐慌」によって直接的に惹起された「経済的危機」と、5・15事件に媒介されて間接的に発現した「政治的危機」とが、この30年代初頭に合成されて出現したわけであり、その点でそれは、「体制自体の存亡を問われる危機」という意味で、まさしく、「資本主義の体制的危機」と定義せざるを得ない性格のものだった——というべきではないか。

それをふまえて、次に第2として、②その「機能」はどう整理可能であろうか。そこで最初に1つ目は、(a)その「条件」としては何よりも「管理通貨制の成立」が重要であるが、まず前提として、(イ)その「基本」を押さえておきたい。いうまでもなく「管理通貨制の特質」は、まず国内と国外を遮断し、中央銀行の発券量と金・外貨の内在的関連を断ち切ることによって通貨量・信用量を

ある程度裁量的に運用しつつ、それを通して、金利・信用量を弾力的に動かす得る——点にこそ求められるが、すでに具体的にフォローした如く、この管理通貨制の進行は、日本においては、高橋財政開始時の金輸出再禁止をこそ画期としていた。すなわち、高橋は蔵相就任と同時に31年12月13日に金輸出禁止に踏み切り、それにもとづいて、直ちに同17日には国内金兌換の停止に着手したとあってよい。しかも続いて、32年5月には日銀制度の改正もが実施されて日銀発券限度の拡張が目指され、その結果、日銀券の保証準備発行限度が従来の1億2千万円から一挙に10億円へと推し進められるとともに、同時に、その限外発行税率も5%以上から3%以上へと引き下げられた。こうして、金輸出再禁止→兌換停止→金本位制停止→日銀発券量の膨張という形で、管理通貨制成立が31~32年に実現されていく。

それを前提として、ついで(ロ)その「内容」が問題となるが、いうまでもなく、それは、「管理通貨制に立脚した財政・金融スペンディング」をこそその基軸にしている。つまり、まず(A)「財政スペンディング」では、金本位制停止にもとづいて積極的な拡大政策が展開されたといつてよく、特に満州事変費＝軍事費と時局匡救費とを中軸にした財政の顕著な膨張が進んだ。そして、まさにこの過程においてこそ、政府によるスペンディング政策が発動可能になったから、その結果、財政を媒介とした有効需要の人為的創出を通して、「過剰資本の整理＝不況脱出」が意図されたのは当然であった。しかしその場合、このような財政面からのスペンディング政策が、他面で、(B)日銀による「金融スペンディング」によって支えられていたのは自明であろう。それは、1つには公定歩合引下げによる低金利政策と、そしてもう1つには周知の——日銀の売オペ操作と接合した——「公債の日銀引受けシステム」とを何よりもその裏づけとしていたが、その両者ともが、管理通貨制に立脚して始めて可能な、高橋財政期・日銀政策に条件付けられていたことは、一目瞭然ではないか。

そうであれば最終的に、以下のような(C)「総合化」が可能ではないか。要するに、「財政スペンディング」は、日銀による「金融スペンディング」に補完されてこそ実現可能だったわけであり、その点で、「財政政策」と「金融政策」とが、「管理通貨制」を共通土台にしながらまさに一体化して機能したこと——が明確であろう。こうして、30年代・高橋財政期に成立した管理通貨制は、

「財政・金融スペンディング」としてこそ現実化をみる。

したがって最後に、(ハ)その「意義」がこう浮かび上がってこよう。すなわち、「金輸出再禁止→金本位制停止→管理通貨制成立→財政・金融スペンディング展開→有効需要人為的創出」という論理が形成をみたのであり、まさにそれを通じて、「生産・利潤・物価・雇用・賃金・信用・利子などの経済量コントロール」が現実的に可能になった——のだと。

そのうえで2つ目として、その条件の下で進行可能になる(b)「資本蓄積促進策」はどうか。そこでまず(イ)「背景」だが、それが何よりも「経済的危機」にこそあるのはいうまでもない。すなわち、資本主義の体制的危機が「政治的危機」と「経済的危機」との合成からなるとした場合、この「資本蓄積促進策」が、そのうちの特に「経済的危機」に対処するものとして進行したことは当然であろう。その点をもう一步(ロ)「内容」的にいうと、この「経済的危機」への対処策は、一般的に図式化して、「大型不況脱却→景気回復→資本過剰整理」を可能にするための有効需要創出こそがその基軸をなす。こう考えると、日本における(ハ)「現実過程」として、以上のような内容がかなり明白な形を取って現出したのは明瞭といってよい。それは繰り返し指摘してきた通りだが、いうまでもなく、金輸出再禁止に立脚した高橋財政下の財政・金融スペンディングによる景気上昇策は、まさにこの「資本蓄積促進策」における、極めて典型に近いその代表例だと構図化できた。その点で、この「資本蓄積促進策」が30年代・日本資本主義の重要課題を形成していたことは自明ではないか。

ついで3つ目は(c)「階級宥和策」であろう。最初に(イ)その「背景」から入ると、この「階級宥和策」が「政治的危機」から必然化されているのは見易いことであり、したがって、「体制的危機」を構成する要因のうち「政治的危機」をこそその背景にしていよう。すなわちヨリ立ち入っていえば、(ロ)「内容」面では、——図式的にみて——国内反体制運動への抑止作用が進められつつ、社会主義運動の体制内化を目的にした様々な階級対立宥和政策が採用されていく。そこで、この内容の日本における(ハ)「現実過程」を追うと、先の「資本蓄積促進策」と比べて、この「階級宥和策」の展開水準は明らかに低い。その点は、「労資同権化・社会保障政策」を一応は実現させたニューディール政策と比較すれば一目瞭然だが、しかしそれにしても、高橋財政期には、失業救済政策や農

村の負債整理・時局匡救対策が、財政・金融スペンディングの一環としてある程度進められた点は決して軽視はできまい。さらにそれに加えて、29年「社会政策審議会」設立、31年「労組法案・小作法案衆議院通過」(不成立)、33年「米穀統制法」、などもが進行した以上、「階級宥和策」展開が——その成果は大きくないとはいえ——一定程度は確認されてよからう。こうして、30年代・日本資本主義が「階級宥和策」をも1つの焦点にしていたことが検出されてよい。

以上のような検討を前提として、最後に第3として③その「本質」が総括されねばならない。そこでまず1つ目に(a)その「比較」を試みると、具体的には、例えば「アメリカ型＝ニューディール」および「ドイツ型＝ナチス」²⁸⁾と比較した場合、「日本型＝高橋財政」の位置関係は次のように整理可能ではないか。すなわち、日本型は他の2類型のまさに「中間型」をなすのであり、まず一面で「資本蓄積促進策」では、その組織体系性と効果性の点から、ヨリ徹底していたナチスとやや不徹底なニューディールとの「中間」に入るだろうし、次に他面で「階級宥和策」についても、労働者権利の編成タイプという点で、労資同権化型のニューディールと労働基本権解体型のナチスとの、これまた「中間」的性格をもつと意味付けできよう。まさに、米・独と比較した、日本における、「資本主義の体制的危機」におけるその「中間性」の、「日本国家による体制組織化」への明確な反射関係ではないか。

ついで2つ目に、日本型現代資本主義の(b)「成立時期」が焦点をなすが、それは、ここまででフォローしてきた「背景・条件・機能」をふまえれば、あまりにも明白だといってよい。つまり、昭和恐慌を巡る「体制的危機」をその直接的「背景」とし、さらに高橋財政による、「金輸出再禁止＝管理通貨制成立」に立脚した財政・金融スペンディングをその「条件・機能」としている以上、「日本における現代資本主義」の「成立時期」が、何よりも高橋財政期としての「1931－32年」期に設定されなければならない——のは当然である。その成立諸要因の実証性からして、日本型現代資本主義の「成立時期」に疑問はあり得ない。

まさにこの到達点としてこそ、最終的に3つ目に(c)こう「結論」されてよい。すなわち、日本資本主義は、1931－32年＝高橋財政期に現代資本主義としてのシステムを整え、まさにその中でこそ、その現代的再編を遂げたのだと。要するに、「日本型現代資本主義の成立」²⁹⁾に他ならない。

Ⅲ 戦時統制経済と日本型現代資本主義の空洞化

[1]資本蓄積促進策 以上、日本型現代資本主義の「成立」を確認したが、日本資本主義は、その形態がそのまま第2次大戦後に持ち越されたわけではない。そうではなく、周知の通り、日本資本主義は、この31-32年段階の後、37年日華事変→41年太平洋戦争といういくつかの画期を経つつ準戦時経済→戦時経済へと進行していくからであって、最終的には、戦時統制経済へと帰着する以外にはなかった。したがって、このような転換に直面して、この31-32年段階で成立をみた日本型現代資本主義も、さらにもう一段の変質を余儀なくされるのはいわば当然のことであろう。まさにここから、次の課題が浮上してこざるを得まい。

こうして次の課題が、31-32年段階で体制的に成立したこの日本型現代資本主義が、戦時統制過程でどのような変質・修正を受けながらどのように再編されたか——を解明する点に絞られてくるが、その論点を、まず(イ)「資本蓄積促進策」の方向から検討していこう。そこで、基本的前提として第1に①「資本蓄積動向」³⁰⁾から入っていくと、最初に1つ目として何よりも(a)「生産水準」が問題となろう。いま例えば、(イ)「実質国民総生産」(億円)という最も大枠的指標に即してこの点の検出を試みると、39年=221→40年=208を「踊り場」としながら、かなり持続的・安定的な動きが確認されてよい。つまり、具体的には37年=212→38年=219→41年=211→42・43年=214→44年=206(第12表)という軌跡を描くからであって、この国民総生産というマクロ・レベルから判断する限り、総体的な生産動向としては、むしろその着実性こそが目立とう。ついで、この点をさらに(ロ)「国内民間総資本形成」(億円)という企業視点からもチェックすると、やはり37年以降でのかなり大幅な拡大がうかがえる。例えば、36年から37年にかけてまず29億円→40億円と急膨張を遂げるが、その後も39年=52→41年=53→42年=57→44年=54(第12表)という高水準を続ける。したがって民間レベルでの設備投資はかなり活発な伸張をみたといってよく、この点からも、戦時統制経済期における民間投資面での拡張と、それにとまなう景気拡大基調とが同様に否定し得まい。そのうえで、戦時統制経済期・生産拡大傾向を、念のため最後に(ハ)「製造工業生産指数」

(1960年=100) サイドからも傍証しておきたい。そうすると、ここからも同形の構図が表出してくるのであり、事実、37年=37.2→40年=44.3→43年=45.0→45年=19.6(第12表)という数値が拾えるから、いうまでもなく終戦の45年を例外として、製造工業の生産状況は明らかに拡大・上昇傾向にあった——という以外にはなかろう。まさしく資本蓄積の拡大基調ではないか。

そのうえで2つ目に(b)「企業動向」へと進もう。そこで、以上のようなマクロ・レベルでの景気動向を企業次元のミクロ面から裏付けるために、例えば「十大紡」を対象にしてその企業活動の輪郭を確認しておきたい。最初にまず(イ)「繰越および当期利益金」(百万円)状況が注目されてよいが、それは以下のような数字を刻んだ。すなわち、太平洋戦争期に入った40年代にあっても、41年下期=「繰越利益金」109・「当期利益金」86→42年=123・86→43年=129・86→44年=110・103という経過を辿ったから、戦時統制経済過程における利

第12表 戦時経済の動向指標

	実質国民 総生産 (億円)	実質個人 消費支出 (億円)	国内民間 総資本形成 (億円)	政府の財貨 サービス購入 (億円)	製造工業生産指数 (1960年:100)				日銀卸売 物価指数 (1934-36 年:100)	ヤミを考慮 した小売物 価指数 (1934-36 年:100)	実質賃金 (1934-36 年:100)
	(1934-36 年価格)	(同左)	(同左)	(同左)	計	鉄鋼	機械	繊維			
1930	135	109	10	22	21.3	9.4	9.5	45.6	88.5		105.9
36	172	110	29	31	31.5	21.9	11.4	74.9	103.6		97.6
37	212	115	40	48	37.2	25.3	15.3	85.3	125.8		99.0
38	219	114	41	62	38.2	29.0	16.8	70.4	132.7		105.0
39	221	108	52	55	42.4	31.1	20.6	70.4	146.6	139	93.4
40	208	97	51	57	44.3	32.4	25.0	63.7	164.1	180	81.9
41	211	94	53	70	45.8	33.4	28.8	51.5	175.8	210	79.1
42	214	90	57	73	44.5	35.3	29.9	40.7	191.2	273	65.9
43	214	85	49	84	45.0	39.5	32.8	26.7	204.6	321	65.8
44	206	70	54	84	46.2	36.9	38.6	14.2	231.9	401	60.0
45					19.6	13.1	16.4	5.5	350.3	703	41.2
										森田優三 推計*	山田準三 推計**

(出典) 中村隆英「戦前期日本経済成長の分析」258頁。

潤蓄積の進行はいずれにしても否定はできない。もっとも、その対象が「十大紡」という大企業であるということからくるバイアスもなくはないが、統制経済の中にあっても企業利潤が決して減少していない点に関しては、それでも重大な注意が必要だと思われる。まさにこの企業利潤という要因からしても景気動向の拡張性が指摘でき、その意味で、「資本蓄積促進策」の明瞭な貫徹こそが確認されてよいが、このことは、ついで(ロ)「企業留保」(億円)の方向からも同様に実証されよう。事実、「産業資金供給状況」に即したこの「社内留保」は、42年=21→43年=25→44年=29と動いて堅調な増加基調を示す以上、戦時統制経済プロセスが企業会計における「内部留保」へと連結した関連が、それこそ一目瞭然だと整理されてよい。その場合、一方では、統制の進行が企業投資範囲を狭め、それが内部蓄積分をそれだけ嵩上げた——という要因も無視はできないが、他方において、企業利潤の拡大が「社内留保」の上昇を帰結させたのもいうまでもなく自明であった。したがって、ここからも、景気基調の上昇運動とそれを可能にした資本蓄積促進策の展開とがよく分かる。

こうフォローしてくると、戦時統制経済過程の「企業動向」としては、概略的にいってこう(ハ)「集約」可能ではないか。すなわち、この戦時統制経済期は、基本的な景気動向視点からするかぎり、いわば景気拡大局面にあったのであり、まさにその中で、「資本蓄積促進策」に立脚しながら、「企業動向」は外形標準的には投資拡張をあきらかに実現していった——のだと。

それを前提にしたうえで3つ目に、では、このような「企業動向」の基盤をなした(イ)「資金調達・運用構造」はどのように動いたのだろうか。そこで最初は(イ)「資金運用」だが、統制経済のピークをなす43・44年段階に特に焦点を合わせると、例えば以下のようなその構成変化が目に見えて飛び込んでくる。すなわち、一方での「固定資産」比率の低下(39年=46.4%→41年=39.2%→43年=30.4%)と、他方での、それに代わる「手持品」比率の上昇(15.0%→19.0%→22.8%)とであって、この相反傾向こそが、戦時統制経済における、「企業・資金運用」の特質を顕著に反映していよう。なぜなら、軍事統制の進行とともに、企業の積極的な固定資本投資が制限を強めるのに対して、むしろその反面において、「軍需会社からの製品発注の拡大」とそれにもとづく「軍需仕掛品の増加」とが「手持品」ウエイトの上昇となって反映している——からに他な

るまい。こうして、「資金運用」の側面において、軍需生産を媒介項とした、政府の、企業資本蓄積に対する強い政策的関与がまず否定できないが、それこそが、「資本蓄積促進策」におけるその典型パターンをなした点にも注意を要する。

続いて(ロ)「資金調達」面に目を転じるが、この「資金調達」面では、「株主資本」=自己資本減少(37年=50.9%→39年=57.1%→40年=54.5%→41年=52.0%)の裏面で、「その他長期負債」の増加こそが目目されてよい。つまり、その構成比は39年=50%→41年=73%→43年=79%という顕著な上昇経路を辿るが、その場合、この「その他長期債務」は、政府に対するいわば「未決済勘定=軍需生産に関わる政府からの『前渡金』」がその中心をなす点——に特段の注意が必要である。というのも、この項目の比率上昇においてこそ、統制経済の強化過程が、一方で、企業資本蓄積の自律性を喪失させつつ、他方で、資本蓄積構造の軍需への依存化を促進していること、が一目瞭然だからに他ならない。こうして、「資金調達」サイドからは、政府からの軍需品代金の前渡金によって軍需生産を拡大し、まさにそのような方式による投資拡大を通してこそ企業活動膨張を実現した実態が濃厚に浮かび上がってこよう。要するに、「資本蓄積促進策」の、その「統制経済型」進行ではないか。

したがって、戦時期企業の「資金調達・運用構造」は、結局以下のように(ハ)「総括」可能なように思われる。すなわち、まず一面では、政府系特殊金融機関による民間貸出・社債引受という土台に支えられつつ、しかも次に他面では、「日銀貸出→大銀行貸出→企業借入金」というルートにも補完されながら、最後に最も現実的過程としては、「臨時軍事費特別会計→軍需品発注→企業・前受金」という、固有の資金流通ルートこそが形成をみたのだ——と。

続いて第2に、「資本蓄積促進策」を②「金融政策」³¹⁾のベクトルから立ち入っていこう。そこで、まず何よりも1つ目として、(a)「銀行信用」動向を追ってみなければならないが、例えば「全国銀行貸出金」(百万円)推移は以下のものであった。つまり、準戦時期をなす37年以降から持続的な増加傾向に移るといってよく、37年=12→39年=17と上昇を示した後、太平洋戦争期にはさらに激しい膨張に転じる。具体的には、41年=24→43年=32→45年=97となるのであり、したがって、戦時経済の深化とともに、民間銀行の企業貸出がまさに凄まじい拡張をとげた点が明瞭であろう。その意味で、先に確認した、

経済統制期の生産・投資・利潤の増大基調がこのような信用拡張に支えられているのは明らかであって、その意味で、「資本蓄積促進策」発動の主要要因がまずこの銀行信用面にあるのは当然であろう。

しかしそれだけではない。このような民間銀行レベルでの信用拡張の背後に、その基盤として、2つ目に(b)「日銀信用」の膨張操作が存在したのはいうまでもない。そこでいま「日銀民間貸出増加」(百万円)推移に目を凝らせば、37年=66→39年=542→42年=1061→44年=5301→45年=21407という激増過程を驀進する。まさに日銀信用の膨張には驚く以外にないが、そうであれば、先にチェックした銀行信用の膨張を背後で支えつつ、統制経済期の景気上昇=投資拡大を金融面で補完したその根本的な要因は、結局は日銀の信用機能だった——といわねばなるまい。そして、それを可能にした決定的な根拠が、42年における「日銀法の戦争遂行型改正」にこそ求められるのははや自明であるかぎり、したがって、統制経済期・金融政策は、まさしく「資本蓄積促進策」におけるその一環として作用したわけである。

最後に3つ目に、この作用を(c)「公定歩合」の点からも念のために傍証しておくとして、例えば次のような数字が具体的に手に入る。すなわち、36年4月7日に年利3.29%に変更をみたが、その後は、「東京割引日歩」で37年=1.35銭→38年=1.31銭→39年=1.27銭→40年=1.25銭という経過を辿った。みられる通り、見事に着実な単調減少過程が記録されていくから、「日銀信用→民間信用→企業」というプロセスを媒介にして、低金利基調が資本蓄積過程へと浸透した実態が手に取るように分かつた。「資本蓄積促進策」の明瞭な進行である。

さらにそのうえで第3に、「資本蓄積促進策」のもう1つのパターンこそ③「財政政策」に他ならない。そこで、まず何よりも1つ目に(a)「経費動向」が大前提となるが、いま「歳出決算」(億円)に焦点を当てて財政支出の推移を追うと以下のような軌跡が描かれる。すなわち、37年=111(うち「軍事費合計」=34)→39年=188(67)→41年=358(128)→43年=631(303)→45年=998(167)(第13表)という経過が踏まれるから、その急膨張の異常さには驚きを禁じ得まい。そして、まさしくこのような国家財政を通じた巨大な資金撒布こそが、先にみた日銀信用拡張とも相まって、有効需要を人為的に創出しながら、そこから企業資本投資を可能にしていたわけであろう。要するに何よりも、

第13表 歳出決算(中央財政)

(100万円)

	一般会計 うち軍事費	特別会計	臨時軍事費 特別会計	一般特別 単純合計	一般特別 純計	うち軍事 費合計	軍事費比率 (%)
1934-36	2,217 1,138	6,041	0	8,258	6,653	1,138	17.5
1937	2,709 1,406	8,402	2,034	11,111	9,195	3,441	34.4
1938	3,288 1,419	11,729	4,794	15,017	13,124	6,214	47.3
1939	4,493 1,924	14,390	4,844	18,883	12,273	6,769	55.2
1940	5,860 2,525	17,408	5,723	23,268	15,704	8,247	52.5
1941	8,133 3,367	27,717	9,487	35,851	22,891	12,854	56.2
1942	12,551 537	35,554	18,753	43,830	31,965	19,290	60.3
1943	19,871 510	50,621	29,818	63,173	47,458	30,328	63.9
1944	19,871 262	64,913	73,494	84,785		73,756	85.6
1945	21,496 316	78,355	16,465	99,851		16,781	44.2

(出典)『昭和国勢総覧』第2巻, 222, 247頁。

「資本蓄積促進策」のその全面展開に他なるまい。

しかしそれだけでは止まらない。というのも、このような財政支出激増の中核には軍事費の破壊的増加が位置しているからであって、——その金額的增加はすでに示した通りだが——さらに、それを2つ目として(b)「軍事費比率」(%)としても検出を試みると、以下のような数値が刻まれよう。つまり、37年=34.4→39年=55.2→41年=56.2→43年=63.9→44年=44.2(第13表)という経路である以上、統制経済期における「軍事費比率」上昇の凄まじさに改めて瞠目すべきではないか。そうであれば結論的にいって、この戦時統制期において、民間資本投資を支えつつ生産拡大と企業利潤を可能にしそれを通して景気上昇を実現した財政面での要因として、最終的には、この異常な軍事費膨張が指摘できるのはもはや当然のことであろう。要するに、「軍事費膨張」こそ「戦時統制経済期・資本蓄積促進策」における、まさにその枢軸に他ならない——という「特殊命題」こそが導出可能なように思われる。

以上を受けて最後に、ここまででフォローしてきた、「金融・財政」両方向から機能した「資本蓄積促進策」展開を、3つ目に(c)「通貨発行・流通量」という側面からも集約しておきたい。そこで最初に(イ)その「推移」が前提をなすが、いま「現金通貨M」・「M₁」・「M₂」はそれぞれ以下のように動いた。つまり、出発点としての37年にはそれぞれ31億円・90億円・177億円であったものが、

その後は、指数(34-36年=100)でみて、それぞれ39年=219-228-199→41年=369-359-305→43年=619-555-465→45年=2677-1551-1189という経過を辿る(第14表)。一見して、通貨急膨張の激烈性が目に飛び込んでくるといってよく、その意味で、まさにこのような通貨膨張の進行こそ、財政・金融両面からする有効需要の人為的拡大を通して投資・生産・利潤の高位性を補完しつつ景気拡張を実現させた——その基本条件だった点がよく分かる。要するに「資本蓄積促進策」におけるその基盤条件だというべきであろう。

そのうえで、もう一步立ち入って(口)「 $M \cdot M_1 \cdot M_2$ の内部構成」にまで進むとどうか。そうすると、先に指摘した数値からして、この3種類の通貨量のうちでは、 M_1 および M_2 に比較して M そのものの増大テンポが一層大きいことが直ちに目立つ。その場合、いうまでもなく、このハイパワード・マネーとしての「 M 」を根拠にしてこそ、預金通貨である「 M_1 」と「 M_2 」が創出=「信用

第14表 通貨発行額

(100万円)

	現金通貨 M	+当座性預金 M ₁	+定期性預金 M ₂	1934-36=100		
				M	M ₁	M ₂
1934-36平均	2,116	6,630	13,998	100.0	100.0	100.0
1937. 6	2,235	7,610	15,992	105.6	114.8	114.2
. 12	3,155	9,009	17,706	149.1	135.9	126.5
1938. 6	2,703	9,242	18,746	127.7	139.4	133.9
. 12	3,478	10,770	21,240	164.4	162.4	151.7
1939. 6	3,316	11,743	23,308	156.7	177.1	166.5
. 12	4,654	15,139	27,984	219.9	228.3	199.9
1940. 6	4,653	16,218	30,627	219.9	244.6	218.8
. 12	6,000	19,158	35,124	283.6	289.0	250.9
1941. 6	5,681	19,951	37,494	268.5	300.9	267.9
. 12	7,826	23,799	42,774	369.8	359.0	305.6
1942. 6	7,292	25,411	46,546	344.6	383.3	332.5
. 12	9,274	29,528	52,489	438.3	445.4	375.0
1943. 6	9,391	32,403	57,687	443.8	488.7	412.1
. 12	13,099	36,817	65,136	619.0	555.3	465.3
1944. 6	15,655	42,588	76,139	739.8	642.4	543.9
. 12	22,856	54,677	93,842	1,080.2	824.7	670.4
1945. 6	32,957	72,940	122,911	1,557.5	1,100.2	878.1
. 12	56,658	102,838	166,440	2,677.6	1,551.1	1,189.0

(出典) 朝倉孝吉・西山千明『日本経済の貨幣的分析』。

創造」される——という関係にあるかぎり、この動向の中に、戦時統制経済期・資本蓄積促進策における、政府・日銀のその決定的役割重要性がまさに如実に反映している。なぜなら、全体としての通貨量拡張を基礎付けているこの「M」自体の増加規模が顕著に大きい以上、この時期での通貨量拡張の何よりも主要基盤がこの政府・日銀信用の膨張にこそあった点は、いわば当然だからに他ならない。その意味で、まさにこの通貨量動向に即して考えても、「資本蓄積促進策」の貫徹に疑問の余地は全くあり得まい。

こうフォローしてくれば、最後に、この「通貨量動向」の(ハ)「意義」は次ぎの2側面からこそ整理可能であろう。すなわち、まず1つには、統制経済期における資本投資を補完した中心要因としては、財政・金融ルートを経由した通貨量拡張が無視できないこと、しかもついで2つには、この財政・金融を通じた通貨量増大の基軸経路としては、民間銀行レベルでの「預金通貨創造」よりは、むしろ、政府・日銀レベルでの「銀行券創造」としての「本源的信用創造」のウエイトが大きいこと——これである。約めていえば、国家の財政・金融ルートに裏付けされた通貨膨張にもとづく、有効需要の人為的創出以外ではないが、ここで特殊歴史的規定性として取り分け強調されるべき点は、戦時統制経済というより緊迫した局面に直面した、国家機能の、より「直接化＝前面化」という新動向であって、ここにこそ、「戦時統制経済期・資本蓄積促進策」が有する、その何よりも基軸があるというべきであろう。

[2]階級宥和策 以上のような「資本蓄積促進策」をふまえつつ、取り急ぎ、現代資本主義のもう一面を構成する、(2)「戦時統制経済期・階級宥和策」へと視角を転じていこう。その際、すでに高橋財政期にあつてさえも、「日本型・階級宥和策」がもつその「特殊性」が否定できなかったが、当面の戦時統制経済期においては、その「特殊性」がさらに一段とその色を濃くせざるを得ない。換言すれば、国家の戦時統制体制に規制されつつ、それに立脚してのみ形成をみる「労資関係」³²⁾が進行する——わけであり、まずこの点にこそ予め強い強調点を置いておく必要があるが、それを前提としていえば、このような「戦時統制期・階級宥和策」の展開が、何よりも「産業報国会体制」としてこそ発現していくのは周知のことであろう。

そこで最初に第1として、「産業報国会体制」(産報体制)の①「形成過程」か

ら入っていくことにしよう。まず1つ目に、その第1局面は、(a)「国民精神総動員」(「精動」)計画および「時局対策委員会」段階だといってよい。要するに「産報体制」形成のいわば準備ステージであるが、まず前段の(イ)「精動」計画が全体の出発点をなし、具体的には、日華事変勃発にともなって、37年9月に「精動計画実施要領」・「精動中央連盟」の発足をみる。その場合、この計画の目的が「国民の国家政策への協力確保」にあったのは当然だが、取り分け労資関係への影響という点では、この「精動」計画に沿って、特に右翼政党および労働組合における、戦争・産業協力体制への進展が開始されたこと——が目立った。例えば、社会大衆党は綱領を改正して「資本主義を改革し以って産業の計画化と国民生活の安定化を期す」ことを唱ったし、また総同盟に至っては、「労働国策として労働者団結権の法認並に産業及び労働の統制の即時実施を期す」とともに「労資紛争を挙げて平和と道義の手段に訴えて解決し、進んで全産業に互り同盟罷業の絶滅を期す」——という決議をさえ発表した。

それに対して、後段の(ロ)「時局対策委員会」は、「精動」計画の「上意下達性＝官製性」の欠陥を補完しつつ労働者・大衆の運動への動員をこそ目指すものであった。具体的には、38年2月に、協調会主導で「時局対策委員会」が設置され、まさにそこを舞台として39年3月には、以下のような内容を持つ周知の「労資関係調整方策要綱」が決定をみる。

すなわち、まず第1に(A)「理念」としては、何よりも、「産業＝事業者・従業員を一体とする事業一家」という根本観念の設定こそが目立つ。そして、まさにこの「観念」を基本的立脚点にしてこそ、まず一方では、事業者の社会的使命として「産業報国精神」が強調されるとともに、ついで他方では、従業員の社会的使命としては「勤労報国精神」が主張される——という論理構成が採られた。その点で、「労資協調型指導精神」の鼓吹が明瞭に盛り込まれているのが明らかであろう。次にそれを受けて第2として、このような体制構築のための(B)「具体的方策」が以下のように示されていく。つまり、各事業所に、この指導精神普及のための、事業者・従業員を包含した共同機関を設置するとともに、さらに、この「指導精神を宣揚し労資関係を調整」するための「中央機関」の設置もが目指された。したがって、「理念」だけでなく、指導精神実現のための方法論もが明確だと判断されてよい。

そのうえで第3は、指導精神実現に関する、(C)その「保障条件」の明記が目
に付こう。例えば、「この機関を通じて産業の発展、従業員の福祉をもたらす
べき各種の施設を行うこと(具体的には待遇改善、能率増進、保健衛生、福利
共済、教育修養、慰安娯楽など)」が意図されたから、その意味で、労働者に
対する「一種の階級宥和策」の本質は一目瞭然だといってよい。そう考えると、
まさにこの方向を、第1次大戦後に普及してきた「工場委員会制度」を産業報国・
動労報国という国家理念の下に「再編・強化」しようとするものだと位置付け可
能なこと——はいまや明白ではないか。この枢軸点こそが注意されてよい。

続いて2つ目に、その第2局面をなす(b)「産業報国連盟」段階へと目を転じ
よう。そこでまず(イ)その「契機」だが、その出発点をなしたのは、38年7月
における「産業報国連盟」の成立であった。周知の如く、これは、産報運動の
推進母体たる目的の下に設立をみた全国中央組織に他ならないが、まさにこ
れを土台にしてこそ、従来の産報運動が限界として抱えていた、その官製の
性格の打破が目指されたわけである。したがって、この「連盟」設置による、
産報体制の「国民運動」としての運動化こそが試みられていこう。それを前提
として、次に(ロ)その「展開」にまで進むと、これ以降、政府は、何よりも産業
報国会の具体的組織化に着手していく。すなわち、まず8月には各地方長官に
対して「労資調整方策実施二関スル通牒」を発し、従業員100人以上の事業所に
ついて、「事業主・従業員双方を包含した産業報国会の個別的な設置」を奨励
した。そしてその際、政府は「本団体ヲ設置シタルコトヲ理由トシテ労働組合
ノ解散ヲ強フル」ことを強く警戒しつつ、むしろ、この産報運動に対する労働
組合の支持の尊重こそを確保しようとしていく。まさにこの点が重要であつ
て、——少なくともこの段階においては——労働組合の弱体化を狙うという
よりは、労働組合を維持しつつそれを産報運動へ「取り込み」ながらその支持基盤
にしようという方向性こそが明瞭なのであり、それを通して、産報運動における
「国民運動的性格」の強化が試行されたといつてよい。その結果、地方行政機構か
らの強力な支援と指導を受けながら産報運動は急速に推進されるに至り、同年
4月までに、早くも3847事業所に産業報国会が設置されるとともに140万人がそ
の組織に入るようになった。まさに顕著な飛躍ステップが踏まれたわけである。

このような経過を通じて、産業報国会運動はともかくも「国民運動」的形態

をとって進行することになったが、しかしそこには、以下のような(ハ)「特質」がなお明白だといわざるを得ない。すなわち、産業報国会組織の形成過程において政府の極めて強力な行政的援助と指導が作用していったこと——以外ではなく、逆からいえば、この運動は、その本質的な点で、「自主的国民運動としての性格」を欠落させていることが一目瞭然なのだ——と。

以上のプロセスの帰着点としてこそ、3つ目として、第3局面の(c)「大日本産業報国会」段階へと至る。そこで最初に、(イ)その「経過」を押さえておく必要があるが、その時期的画期をなしたのは39年段階であった。つまり、戦争体制の本格化にともない、この39年フェーズから国家規制にもとづく労務動員・統制が不可避となるが、そのような状況の中で、政府は、産報運動をこの労働力統制の一環として再編成することに着手せざるを得なくなる。具体的には、39年4月に政府は、産報運動を直接的に政府のコントロール下に置くことを意図して「産業報国連合会ノ設置ニ関スル件」を発令し、各産業報国会を、地方長官を長とする「道府県産業報国連合会」の指導下に位置づけることとした。まさにこのような変更によって、産報運動の中央組織としての産業報国連盟は、その性格を変化させたのであり、結局は、政府の指導に従属・協力する機関に過ぎなくなったといつてよい。こうして、この過程を通して、「国民運動的性格の欠落」という、従来からの産報運動の特質は、なお一層明瞭に浮かび上がってくる以外にはなかった。大きな転換期に差し掛かっていく。

しかし、同時にそれと対応して、(ロ)その「機能」面でも事態の変化が進行をみる。つまり、さらに40年後半になると、戦争体制の一層の進展に対応して労働力に対する戦時統制が全産業部門にまで拡大されたが、それともななって、労働統制機構におけるこの産報運動の役割は一段と深化されるに至る。やや具体的に追えば、産報運動を戦時統制メカニズムへさらに深く包摂することを目的として、40年11月に政府は、従来の道府県レベルの産業報国連盟を統合するものとして「大日本産業報国会」を新たに設立するとともに、道府県連合会の下部組織として、警察署長を長とする「支部」(警察署単位)を新規に設けた。以上のようなプロセスを経て最終的には、産業報国会は、「支配力を有した中央機関」=「大日本産業報国会」の下へ完全に組織化されたといつてよく、それを通じて、これまで調整的作用を果たしてきた従来の産業

報国連盟はその使命を終えて解散することとなった。

こうして要するに、この40年「大日本産業報国会」の結成を以てこそ、産報体制は、「制度面」および「機能面」において、一応その「完成」に到達した——と整理可能なように思われる。

そのうえで、この「第2局面」の①「意義」はどう集約できるであろうか。その場合、何よりも注視すべきは、事この局面にまで至ると、産報運動の「完成」が「労働組合の存立否定」と結合していくという点に他ならない。なぜなら、産業報国運動に——たとえ表面的にではあれ——国民運動的粉飾を与えるために一旦は必要とされた、「労働組合の存立維持」と(その「代償」としての)「運動への強制的参加」といういわば「譲歩」は、労働力統制メカニズムへの産報運動の直接的包摂とそれによる労働力統制の国家的一元化が完成してしまえば、もはや不必要になる——のは自明だからである。こうして事態は転換した。

要するに、産報運動の「完成」という新局面に直面して、労働組合は、むしろ国家統制に対する障害物として、その存在自体が否定されていくに至るのである。まさにその終着点への到達であろう。

このような展開過程を前提としつつ、次に第2に産報体制の②「構造」へと視角を転じたい。そこで最初に、構造的論点の1つ目は(a)「労働統制展開との一体化」であろう。すなわち、日華事変→太平洋戦争という戦争体制深化の過程で不可避となる、賃金統制・労働力移動統制などの労働統制が円滑に進むためには、「全産業人の積極的自発的協力を得、有機的連関性を保持して、事業場に浸透反映するに足る産業労働組織が必要である」が、そのような固有の役割を、何よりもこの産報運動こそが現実的に果たすことになったわけである。その点で、産報運動は、単に産業報国を目的とした一種の理念的・精神的運動であったのみならず、国家労務政策の一端に位置付けられることによって、それが、労働統制という現実的体制組織化機構の一部としても機能したこと——が重要であって、この意味においてこそ、「産報運動＝階級宥和策の一環」という、その枢軸関係がより明瞭に理解し得るように思われる。

さらに構造的論点の2つ目として(b)「労働者・労働運動の対応」が興味深い。例えば、当時であって最大の組合員数を組織し労働運動における主流的位置にあった「総同盟」に代表させて、産報運動へのそのスタンス変化を追えば以

下のものであった。まず(イ)「前半段階」だが、ここでは、前述の「労資関係調整方策」に対して批判的態度が取られる。つまり、「労働組合の存続およびその独自性維持への懸念」=「労働組合の存在意義否定に対する反発」を理由にして、「この案が積極的に労働組合の発展を期するものでないことは明瞭なことである」と主張された。まさに極めて妥当な反対理由だが、しかしその反対姿勢はすぐに一頓挫をみる。すなわち、ついで(ロ)「後半段階」へと転じるのであって、産報運動が具体化してくると、総同盟の対応は微妙に変化していく。すなわち、「労資関係の調整は自主的労働組合による労資の自主的協力関係の確立が原則である」というセオリーを一応は掲げながらも、にもかかわらず、「自主的労働組合の未発達なる現状が今日非常時応急対策として、産報案を生ましめている」という「いい訳」を付けて、結局は妥協モードへと落ち込む。まさにこのような主張に立脚しつつ、いくつかの「留保点」を辛うじて指摘しながらも、最終的には産報運動への参加を決定したとあってよい。その末路である。

こうして、(ハ)その「結果」は、総同盟による、一定の要求を条件にした産報運動への参加であった。しかしヨリ本質的には、総同盟のこのようなスタンス変化はむしろ必然的だったともいってよい。なぜなら、そもそも総同盟は、「挙国一致強化のためには、労働組合の自主的組織によって上からの労働統制を下から強化する必要はますます過重せられる」として、挙国一致体制下における、労働統制に果たす労働組合役割の重要性と労資協調関係強化の必要性とを認めていた——からに他ならず、したがってその点では、産報運動に対する、総同盟と政府との、その認識の差は決して大きくはなかったともいうべきであろう。

そのうえで3つ目の構造的論点としては、産報運動に対する(シ)「資本側の対応」が指摘されてよい。最初に(イ)その「ポイント」を絞っておくと、統制経済進展にともなう、「産報運動への対応パターンの変遷」こそがその焦点をなす。というのも、すでにフォローした、労働側の産報運動への対応関係が、労働組合の自主的解体過程としてほぼ一元的に把握可能なのに対して、資本側の対応に関しては、そのような単色化は困難だからである。そうではなく、事態の推移とともにその対応関係が変化していくのであって、その変遷に特段の注意が必要だと思われる。そこで、(ロ)その「転換過程」を簡単に追えば、概略的にみて以下の4局面に区分可能ではないか。すなわち、まず(A)「第1ス

テージ」は「労資関係調整方策」に関わる段階であり、ここでは、資本家団体は産報運動形成に対してむしろ「能動的役割」をこそ果たす。立ち入っていえば、このような労資関係の精神によって、当面の争議防止だけでなく、戦後の混乱期をも克服可能な労資関係の構築を目指すという立場から、資本側の利害は産報運動のまさにバック・ボーンをなしていたというべきであり、その意味では、産報運動は、資本側の労働者対策といわば表裏一体となっていた。しかしついで(B)「第2ステージ」は、産報運動における「政府の指導権掌握」の段階であるが、この局面では、資本側の産報運動への反対姿勢が一転して強硬になる。つまり、資本側にとって、このような「産報組織と行政機構との一体化」構想は断じて容認不可能なものとなれば、そこから、この構想に抵抗を示しつつ政府介入を拒否して、むしろ厚生省との対立関係に入るといってよい。

さらに太平洋戦争が現実化する41年に入ると、局面は再度の転換をみせて(C)「第3ステージ」を迎える。すなわち、この局面の中で非内務官僚によって進められた機構改革によって、「中央本部の役割の限定化」と「中央本部内における官僚支配の後退化」とが進展したため、一方で、産報運動における資本側の自主的活動余地がそれだけ温存されたとともに、他方では、産報運動を資本自身の運動へと切り替えていく方向性がより明確となった。まさにこのような環境変化に対応してこそ、この段階では、産業界の意向に沿った産報運動への転換が進行したと整理できる。そして、この延長線上に(D)「第4ステージ」が位置づくが、その決定的な契機をなしたのは、何よりも43年の「中央勤労協議会」の設置であろう。これは、戦争経済の行き詰まり露呈化に直面して、全産業人の意思を中央本部に結集しようとする必要性に立脚して結成をみたが、それは最終的には、産報運動を産業人自身の運動として再編することによって資本側の意向に即応した体制を構築すること——の促進にこそ連結していった。要するに、産報組織が企業別に編成されるとともに、その運営が、——産報運動という名目の下に——まさに経営者中心に展開されていくものとして再編されざるを得なかったわけである。こうして、資本側の産報運動への対応関係も、いわばその最終的な結末へと到達した。

そうであれば、以上を受けて最後にその(H)「意義」はこう集約されてよい。すなわち、いまや、産報体制は企業の労務管理体制の中に完全に包括される

に至ったのであり、まさにそれを通して、それは、資本の指揮権強化＝「事業一家主義」の徹底化に寄与していくという、1つの補完体制としてこそ確立をみた——というべきだと。その点で、この「産報体制」が「戦時統制経済型・階級宥和策」の一環に他ならないことの「1根拠」が、ここにもはっきりとその顔を覗かせている。

そのうえで、取り急ぎ第3として産報運動の③「本質」へと進もう。最初にまず(a)「視点」を絞っておくと、何よりもその「本質」は、その初期段階における「労資関係調整方策」の中にこそ最も鮮明に表現されている——点に注意が必要である。もっとも具体的にフォローした通り、この「方策」で示された理念がそのまま最後まで貫徹されたわけではなく、その展開過程の中で、産報運動が国家労働統制の一環に包摂されて一旦はその理念上の変更を余儀なくされたのは確かだが、それにもかかわらず、最終的には、特に資本主導による「勤労協議会」の設置を通して、この「方策」で明示された全体的理念が、産報運動の「本質」として貫かれていったのもまた事実であった。まさしく「方策」型理念の見事な貫徹である。

そこで2つ目として、この「方策」型理念の(b)「内実」は結局以下のようなものとして解析可能であろう。すなわち、(イ)産業は、「事業者」および「従業者」各自の「職分」によって結ばれた「有機的組織体」であることをまず基本前提としたうえで、(ロ)この産業の「使命」が、産業の発展により「国民の厚生を図り、国家の隆盛、人類の文化」に貢献する点に設定される。そしてそれを踏まえつつ、(ハ)この使命達成のためにこそ、「事業者」・「従業者」両者は「一体」となる必要があるとされ、最後に、(ニ)まさにそれを通じて、「事業一家・家族親和」の精神を以って自己の「職分」を全うしなければならない——と図式化可能であると。要するに、この理念は、労資間の階級対立＝利害対立を否定しつつ、労資関係をむしろ「職分」＝「使命」の相違として規定し、そのうえでそれを立脚点にして、産業上の国家目的に基づいた労資の「一体的」統合を主張するもの——となっているわけである。

したがってその意味で、それは、「国家的使命に対して、事業一家的精神にもとづき、一体化された労資が、その自己の職分を尽くすこと」という論理構造として解析できるのであり、まさにこのような「論理構造」にこそ、産報

運動の、その体系的「内実」が存在すると総括されてよいように思われる。しかも、こう理解してよければ、その延長上に、(c)その「本質」が、最終的に次のように浮かび上がってくるのもいわば一目瞭然ではないか。すなわち、このような「事業一家型職分」論が、労資の利害対立を認めたくえてその統合・宥和を説く、いわゆる「労資協調主義」をさらに超えているのは明白であり、したがってそれこそは、日本における戦時統制経済の危機的展開が、一般的な「労資協調型体制統合」によってはもはや処理不可能だという状況にあって、その「危機型統制経済体制」に対応して緊急に構築された、まさしく「特殊危機対応型・労資関係システム」以外ではないのだ——と。要するに、「産報体制＝戦時統制型『階級宥和策』」という基本図式が、改めて承認されてよい。

〔3〕統制経済期・現代資本主義の構造的特質 以上ここまでで、戦時統制経済期における、「資本蓄積促進策・階級宥和策」の展開を個別的にフォローしてきたが、その個別的な分析を前提にして、最後に、その両者の総合化を、(3)「統制経済期・現代資本主義の構造的特質」という視点から総括したい。その場合、問題考察の焦点をなすのは、いうまでもなく、日本型・現代資本主義の規定性という基準点からする、「高橋財政期—戦時統制経済期」の相互関係に他ならない。すでに本稿でも立ち入って検討した通り、日本においては、資本主義の体制的危機の下で、「階級宥和策」と「資本蓄積促進策」とを手段としながら国家による体制組織化をその課題とする現代資本主義は、高橋財政期を画期とする30年代にその成立をみた。その意味で、この30年代こそ、日本資本主義の現代的出発点だとしてよいが、そう考えた場合、以下のような無視し得ない論点の浮上が直ちに禁じ得まい。すなわち、「産報体制」を中軸とする戦時統制経済期は、現代資本主義成立期としてのこの30年代期とはどのような位置関係に立つのか——という論点、これである。このように課題を設定すれば、それに対しては、以下のような「二重性」的論理構成を通して回答可能ではないか。

すなわちまず第1に、それら両体制を貫く①「継承面」が何よりも十分に強調されねばならない。立ち入っていえば、金輸出再禁止＝管理通貨制への移行を条件とした財政・金融政策を通して、「階級宥和策」と「資本蓄積促進策」とを展開し、それによって体制の安定化を迫するという、30年代に成立し

た「現代資本主義の『基本的課題』」³³⁾が、他方の戦時統制経済期においても、例えば以下のような関係を媒介にして、基本的には貫徹をみたこと——が重要ではないか。つまり、最初に1つ目として(a)「資本蓄積促進策」サイドでは、(イ)財政ルートを通じた、「軍事費支出」膨張による有効需要拡大、(ロ)金融ルートを通じた、発券量拡張に立脚した有効需要拡大、(ハ)「軍需生産」取引に媒介された企業投資活動の補完、などが顕著であり、その点で、まさに「戦時統制経済システム」そのものを土台にした、対企業向け国家サポート機能の、その拡張展開こそが進行をみた。したがって、30年代期に「定着」した「資本蓄積促進策」は、統制経済期には、戦争経済と接合することによって、その原型を一層越えつつ、いわば「全面展開」にまで至ったときえいえる。

ついで2つ目に(b)「階級宥和策」サイドへ目を転ずると、例えば以下のような関連が注目に値するといつてよい。すなわち、「産報体制」にともなう、(イ)「従業者—事業者」という「職分関係」によって結ばれた「企業＝有機的組織体」把握、(ロ)「事業一家・家族親和」精神に立脚した「労資一体化」理解、(ハ)「労資協調主義」をもう一段超えた、「労資間階級対立の否定」という新型・労資関係の構築——に他ならず、ここからは、労働者階級の全面的「体制内包摂化」を通じた、「反革命体制」のいわば「完成体」が出現しよう。まさにその意味で、30年代期に成立した「階級宥和策」における、その「到達点タイプ」が、この戦時統制経済期の中で、いわば「グロテスクな形」を取って現出したとも考えられる。

したがってこのように追跡してみると、結局3つ目に、その「継承面」としては(c)こう「集約」できよう。すなわち、30年代期に成立した、現代資本主義の両輪をなす「資本蓄積促進策—階級宥和策」という両機能は、その基本構造としては、戦時統制経済期においてもその前提となっているのであり、まさしく、その点で「継承」をみていること——はまず一面で否定し得まい。何よりも、この基本的・機能的「継承面」にこそ注意を払っておこう。

しかし、いうまでもなく、このような「課題」の基本的な貫徹を指摘するだけでは事態の半面にしか過ぎない。すなわち次に第2として、両体制間における、②その「異質面」こそが重要であるが、その場合のキー・ポイントが、この「課題」が、「戦時統制経済システム」以外によつては遂行され得なかつた——という点にこそあるのは当然である。立ち入っていえば、戦時統制経済体制にあつ

ては、この「現代資本主義の課題」は、まず一方では、単なる労資協調という次元を超えた、—— もはや個別労働組合の存立自体をも否定する —— 「事業一家の職分論」に立脚した「産報体制」、また他方では、—— 企業の自発性をそれなりに維持しつつも —— 国家目的を基本前提としつつ個別企業の自律的利潤原理を解消した「官民統合体制」(「統制会体制」)、という2つの固有な統制システムに則ってこそ実行された以上、そこには、無視できない重大な特異性が厳存するといわざるを得まい。というのは、現代資本主義の基本パターンとしては、その「課題」は、—— 財政・金融政策および労働政策という現代的国家政策をもちろん前提にはしつつも —— あくまでも個別企業の自主的資本活動に立脚してこそ遂行されるのがセオリーだからであるが、それに比較して、労働組合の存立や企業活動自由の否定にまで至る、極めて強い国家統制を伴った「戦時統制経済」下での、このような「現代資本主義的『課題遂行』」に対しては、決定的に大きな特殊性が一目瞭然だといふべきであろう。まさにその点で、この「課題貫徹方式の『特殊性』」こそが、「異質性」におけるその焦点だといってよく、何よりもここにこそ事態のもう半面が表出している。

このように考えてみると、最後に第3に結論的にいって、この「継承面—異質面」=「二重性」に関しては、結局以下のように③「総合化」が図られよう。すなわち、「戦時統制経済体制」=「産報・統制会体制」は、まず一面では、「30年代高橋財政体制」=「現代資本主義の基本構造成立期」の、その「基本的貫徹」形態であるとともに、他面では、その「基本課題」を強力な「国家統制方式」においてのみ現実化し得た、極めて「特殊なヴァリエーション」³⁴⁾だったのだ——と。要するに約めていえば、「戦時統制経済体制」は、その「課題」を基本的には維持しつつもあくまでもそれを「特異な方式」で実現した——という意味で、まさしく「日本型現代資本主義の『空洞化』」類型とこそ定式化可能なように思われる。

おわりに

以上、本稿では、30年代高橋財政期における「現代資本主義の成立」をその立脚基準にしつつ、戦時統制経済期を、「日本型現代資本主義の『空洞化』」と

してこそ体系化を図ったが、周知の通り、この後、日本資本主義は太平洋戦争への突入を画期として本格的な戦争経済へとめり込んでいく。そして、それがもたらした敗戦を経て、日本資本主義は、「戦後改革—再建過程」を経過しつつ、そこから戦後・日本資本主義としての運動過程をスタートさせていく。

そこで次の課題はこう設定されていかざるを得まい。すなわち、戦前期においてここまで、「基本構造成立→空洞化」として経過してきたこの「日本型現代資本主義」は、ついで「戦後改革—再建期」に直面して、「どのような歴史的規定性」を受け取ることになるのか——が解明されねばならないと。まさにこの戦後期・「再建過程分析」こそが、次稿の課題となっていくであろう。

- 1) 拙著『日本における現代資本主義の成立』（世界書院，1999年）。
- 2) 日本資本主義論争について詳しくは文献が多いが、取りあえず、大内力『日本経済論』上（東大出版会，1962年）、佐伯・柴垣編『日本経済研究入門』（東大出版会，1972年）、などをみよ。
- 3) 日本型「後進性」については、宇野弘蔵『農業問題序論』（青木書店，1965年）を参照せよ。
- 4) この「確立」論争に関しては、楫西・加藤・大島・大内『日本資本主義の発展』II（東大出版会，1963年）、大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』上・下（東大出版会，1975年）、をみよ。
- 5) 例えば山田盛太郎『日本資本主義分析』（岩波文庫，1977年）などで主張されている。
- 6) 日本初の「過剰生産恐慌」としてのこの「90年恐慌」について詳しくは、大島清『日本恐慌史論』上（東大出版会，1952年）及び長岡新吉『明治恐慌史序説』（東大出版会，1971年）を参照せよ。
- 7) 前掲、楫西他『発展』I，57頁。
- 8) 金融資本の概念規定に関しては、宇野弘蔵『経済政策論』（弘文堂，1954年）を参照のこと。
- 9) この論争については、例えば柴垣和夫『日本金融資本分析』（東大出版会，1965年）をみよ。
- 10) 農業恐慌＝農業問題に関しては、大内力『農業恐慌』（有斐閣，1954年）が優れている。
- 11) 1930年代構造の詳細は、拙著『現代資本主義の史的構造』（御茶の水書房，2008年）をみよ。
- 12) 第1次大戦の帰結に関しては、楊井克巳編『世界経済論』（東大出版会，1961年）をみよ。
- 13) 世界恐慌について詳しくは、玉野井芳郎編『大恐慌の研究』（東大出版会，1964年）、

吉富勝『アメリカの大恐慌』(日本評論社, 1965年), 宇野弘蔵監修『帝国主義の研究』3(青木書店, 1973年), 侘美・杉浦編『世界恐慌と国際金融』(有斐閣, 1982年), が代表作品であろう。

- 14) ニューディール政策の展開体系について詳しくは, 前掲, 拙著『史的構造』第7章をみよ。
- 15) 現代資本主義の「本質」については, 「体制的危機・管理通貨制」をも含めて, 何よりも大内力『国家独占資本主義』(東大出版会, 1970年)及び加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』(東大出版会, 1973年)が基準にされてよい。また前掲, 拙著『史的構造』第9章をもみよ。
- 16) 現代国家の詳細については, 拙著『資本主義国家の理論』(御茶の水書房, 2007年)をみられたい。
- 17) 金融政策を含めた, 高橋財政期・金融構造の基本動向に関して詳しくは, 拙稿「戦間期日本資本主義の金融構造」(『金沢大学教育学部紀要』第37号, 1988年)などを参照のこと。
- 18) 日銀の制度改革については, 吉野俊彦『日本銀行制度改革史』(東大出版会, 1962年)が詳しいが, 伊藤正直『日本の対外金融と金融政策』(名古屋大出版会, 1989年)も参考になる。
- 19) この機構展開の詳細については, 前掲, 宇野監修『帝国主義の研究』6, 308-10頁をみよ。
- 20) 拙稿「戦間期日本資本主義の財政構造」(『教育学部紀要』第36号, 1987年)を参照せよ。
- 21) 拙稿「戦間期日本資本主義の対外関係」(『教育学部紀要』第38号, 1989年)をみよ。
- 22) 対外通商政策の展開については, 前掲, 梶西他『日本資本主義の没落』Ⅲ776-81頁をみよ。
- 23) 労資関係の基本構造に関しては, 西成田豊『近代日本労資関係の展開』(東大出版会, 1988年), 拙稿「戦間期日本資本主義の労資関係」(『教育学部紀要』第41号, 1992年), をみよ。
- 24) 拙稿「戦間期日本資本主義と日本型ファシズム」(『紀要』第46号, 1997年)を参照せよ。
- 25) 農業問題・農民運動の詳細は, 暉峻衆三『日本農業問題の展開』下(東大出版会, 1984年)をみよ。また拙稿「戦間期日本資本主義の農業構造」(『紀要』第39号, 1990年)をもみよ。
- 26) ワイマル体制の歴史的位罫については, 前掲, 加藤『ワイマル体制』序章が極めて重要である。
- 27) 「日本型現代資本主義における高橋財政期の体系的位罫」については, 何よりも, 前掲, 大内『日本経済論』上及び前掲, 拙著『日本における現代資本主義の成立』を参照されたい。
- 28) 「ニューディール-ナチス」関係に関して詳しくは, 東大社研編『ナチス経済とニューディール』(東大出版会, 1979年)が詳しい。さらに, 前掲, 拙著『史的構造』をもみよ。

りたい。

- 29) 前掲，拙著『日本における現代資本主義の成立』「終章」ですでに立ち入って論証した。
- 30) 統制経済期・資本蓄積に関しては，拙稿「日本における戦時統制経済の展開」中（『紀要』第44号，1995年）をみよ。また原朗編『日本の戦時経済』（東大出版会，1995年）も参照のこと。
- 31) 戦時期・金融政策に関しては，拙稿「日本における戦時統制経済の展開」上（『紀要』第43号，1994年），大石嘉一郎編『日本帝国主義史』3（東大出版会，1995年），を参照のこと。
- 32) 戦時統制期・労資関係の概略は，「産報体制」も含めて，拙稿「日本における戦時統制経済の展開」下（『紀要』第46号，1996年）をみよ。さらに産報体制については，佐口和郎『日本における産業民主主義の前提』（東大出版会，1991年）が興味深い分析を提供してくれる。
- 33) 「現代資本主義の基本課題」については，前掲，拙著『現代資本主義の史的構造』第9章を改めて参照のこと。まさにこれを歴史的基準としてこそ「日本型特質」も図式化し得る。
- 34) しかしここで注意すべきは，この「特殊性」が決して「日本にのみ」固有だとはいえない点であって，現代資本主義の——ニューディールと並ぶ——もう1つの典型であるナチス経済も，この「日本型タイプ」との共通性を持つ。この点に関しては，例えば前掲，拙著『史的構造』第8章をみよ。